

○豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会設置要綱

平成18年1月31日
決裁

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条第3項の規定に基づく障害者福祉計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく障害福祉計画(以下「障害者福祉計画等」という。)を策定し、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 障害者を取り巻く社会環境の分析及びその対応方針に関すること。
- (2) 障害者のための行政の役割及び総合的な福祉施策のあり方に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか障害者福祉計画等の策定及び推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、福祉、医療、保健等の関係者及び公募を含む市民の代表のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年2月5日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月20日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

豊明市障害者計画等策定委員会の公開等に関する取扱要領

1 会議の公開

豊明市障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の会議は公開するものとします。ただし、会議の内容を公開することが適当でないとして、委員会が判断した場合は、公開しないことができます。

2 傍聴者の人数

傍聴者は、市内在住又は在勤の者を対象とし、その人数は、会議の会場に応じて、事務局が定めます。

3 会議の公開の周知

会議の開催日時、場所、傍聴者の人数は、「豊明市のホームページ」に掲載します。

4 傍聴の申し込み

会議の傍聴を希望する者は、事務局にその旨を申し込むものとします。

5 傍聴の遵守事項

傍聴者は、私語を交わしたり、委員会に対する発言はできません。

また、委員会が特に認めた場合を除き、会議の録音又は撮影はできません。

なお、傍聴者に会議の進行を妨げる行為が見受けられた場合、委員長は、その者を退室させるとともに、次回以降の会議の傍聴を拒否することができるものとします。

6 会議資料の取扱い

会議資料は、別に定めのある場合及び委員会が支障があると認める場合を除き、傍聴者に貸与し、会議終了後、傍聴者の請求により写しを配付します。

7 議事録の作成及び公開

事務局は、会議の議事録を作成し、公開するものとします。この場合に、議事録は、出席委員の確認を受けるものとします。

8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員会に諮って定めます。

9 施行等

この要領は、平成20年11月17日から施行します。

第4期豊明市障害福祉計画について

本市では、平成18年度に障害者自立支援法に基づき「第1期豊明市障害福祉計画（平成18年度から20年度まで）」「第2期豊明市障害福祉計画（平成21年度から23年度まで）」「第3期豊明市障害福祉計画（平成24年度から26年度まで）」を策定しました。これらの計画は、障害福祉サービスの給付見込み量とその確保策及び施設入所者の地域生活への移行人数等を定めたものです。

（なお、平成25年4月に障害者自立支援法は障害者総合支援法に名称変更されています。）

また、平成19年度には、障害者基本法に基づく「第2次豊明市障害者福祉計画」を策定し、平成20年度から29年度までの本市の障がい者施策推進の方向性について定めています。また平成25年度には中間見直しを行い、計画的な推進を図っているところです。

この度本市では、障害者総合支援法に基づき、平成27年度から29年度までの障害福祉サービスの給付見込み量とその確保策等を定めた「第4期豊明市障害福祉計画」を策定いたします。

障害者基本法（昭和45年制定）	障害者総合支援法（障害者自立支援法として平成17年制定、平成25年名称変更）
<p>この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。（第一条）</p>	<p>この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。（第一条）</p>

第4期豊明市障害福祉計画 策定の流れ

障がい者アンケートおよび団体・事業所アンケートの実施

平成25年11月、第2次障害者福祉計画中間見直し時、アンケートを実施。



障がい福祉サービス、児童通所支援利用者アンケートの実施

平成26年6月から8月にかけて、現在障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス利用者および児童福祉法に基づく障害児支援利用者を対象にサービスの利用意向等についてアンケートを実施。



今後の障がい者数の推計

過去の障がい者数の推移から、今後の障がい者数を推計。



第1回豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会（11月21日）

第3期豊明市障害福祉計画の評価とアンケート結果等からの現状分析および第4期計画の方向性について検討。

（意見を基に事務局にて計画素案を作成）



第2回豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会（27年1月中旬）

第4期計画の素案について検討。



パブリックコメントによる意見の把握（27年2月）

パブリックコメントを実施し、広く意見を伺う。



第3回豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会（27年3月）

第4期豊明市障害福祉計画の策定と第2次豊明市障害者福祉計画の推進状況の確認。

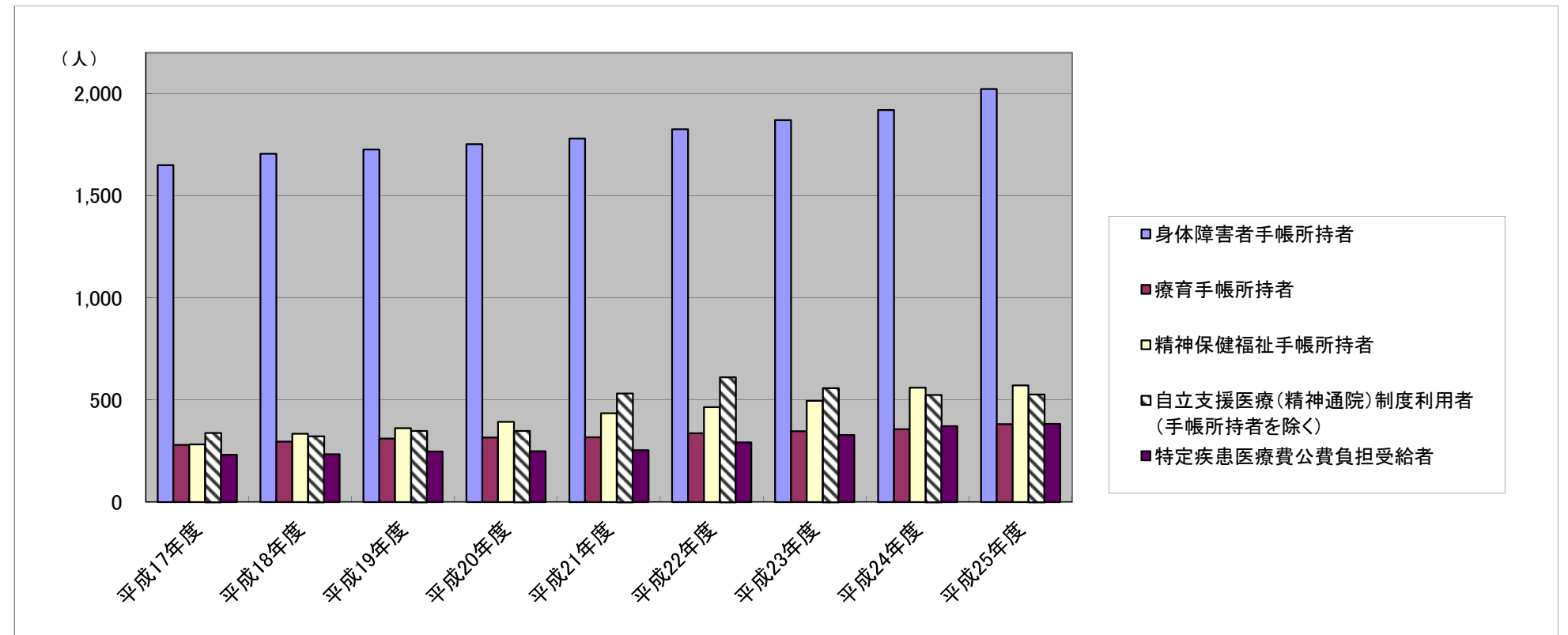
障がい者数推計

	単位	平成17年度	第1期計画期間				第2期計画期間				第3期計画期間				第4期計画期間					
			平成18年度 実数	平成19年度 実数	平成20年度 実数	第1期 増加率	平成21年度 実数	平成22年度 実数	平成23年度 実数	第2期 増加率	平成24年度 実数	平成25年度 実数	平成26年度 実数 予想値	第3期 増加率 (推計)	平成26年度 計画推計値	第3期計画 推計増加率 (年平均)	平成27年4 月(推計)	平成29年度 推計値	第4期平均 増加率 (推計)	
身体障害	身体障害者手帳所持者	人	1,650	1,705	1,726	1,752	2.8%	1,779	1,826	1,870	5.1%	1,920	2,022	2,050	6.7%	1,938	2.0%	2,050	2,175	2.0%
知的障害	療育手帳所持者	人	281	297	312	316	6.4%	318	338	347	9.1%	357	382	400	14.8%	382	4.2%	400	424	2.0%
精神障害	精神保健福祉手帳所持者	人	283	335	362	393	17.3%	436	465	496	13.8%	561	572	637	13.5%	618	10.0%	637	759	6.0%
	自立支援医療(精神通院)制度利用者 (手帳所持者を除く)	人	339	323	349	349	8.1%	533	528	558	4.7%	525	527	560	6.7%	813	10.0%	560	594	2.0%
難病	特定疾患医療費公費負担受給者	人	232	235	248	250	6.4%	255	293	329	29.0%	372	383	395	6.2%	328	3.9%	395	457	5.0%

※各年度末

【障がい者数の推移】

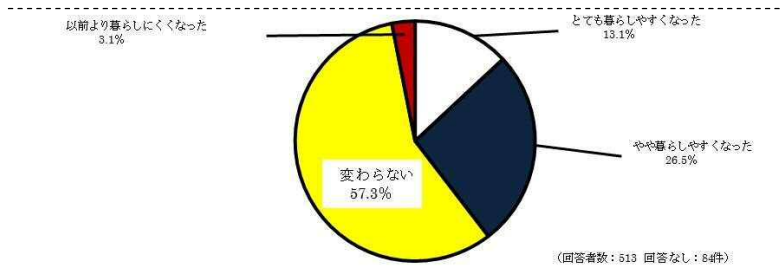
- ・ 身体障害者手帳は高齢者の新規所持が増加しており、今後も高齢化に伴う微増が見込まれる。
- ・ 精神保健福祉手帳は制度の周知がすすんだこともあり、10%台の増加傾向が続いている。また、自立支援医療(精神通院)制度利用者も第2期に急増の傾向となっている。こういった傾向は今後も続くと見込まれる。
- ・ 療育手帳については、障害者就労支援の充実を受け18歳以降での新規取得が増えている。また特別支援教育や障害児支援の充実に伴い、支援を受けるため手帳取得を行うケースが増加しており、増加傾向は続くものと見込まれる。



3 障がい者へのアンケートからみる意見

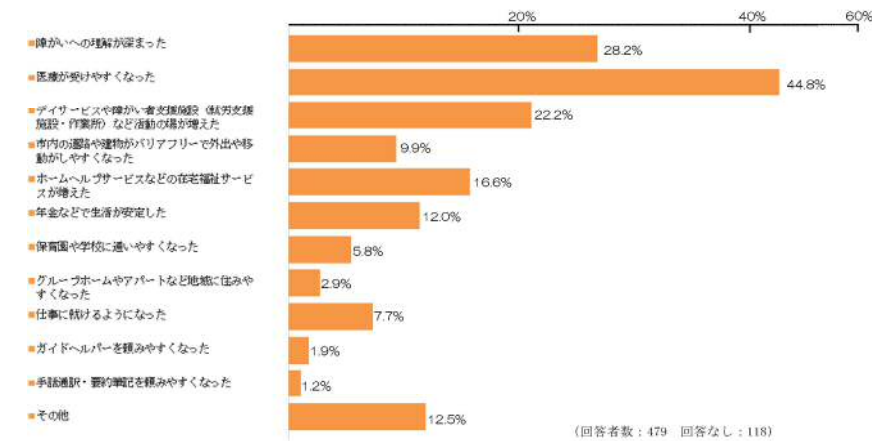
平成25年11月に本市の障がい者福祉制度やまちづくりについて評価や意見を聞く「障がい福祉アンケート」を実施しました。結果の中から主だった評価や意見を紹介します。

●障がい者の4割近くの方は豊明市が暮らしやすくなったと評価しています。あなたは、近年の豊明市の障がい者福祉についてどのように感じますか？

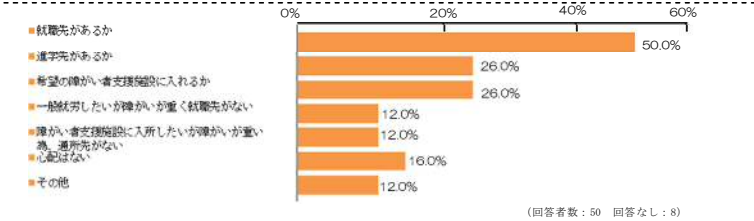


●近年、理解が深まった、医療が受けやすくなった、施設が増えたことが評価されています

豊明市で、近年よくなった点は何ですか？(該当するものすべてに○)

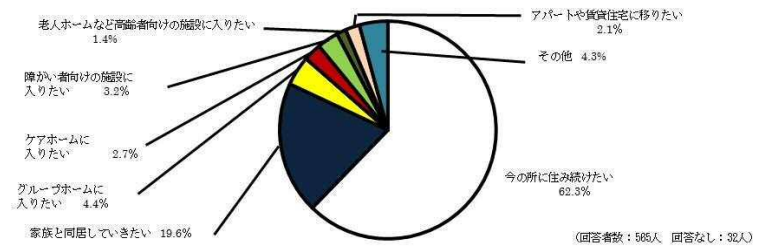


●障がいがある児童生徒の5割近くが就職先があるかを心配しています。卒業後のことで、心配はありますか？(該当するものすべてに○)



●多くの人は今後も今のところに住み続けたい、または家族と同居していきたいと希望しています。

今後、あなたご自身はどのように暮らしていきたいですか？(○は1つ)

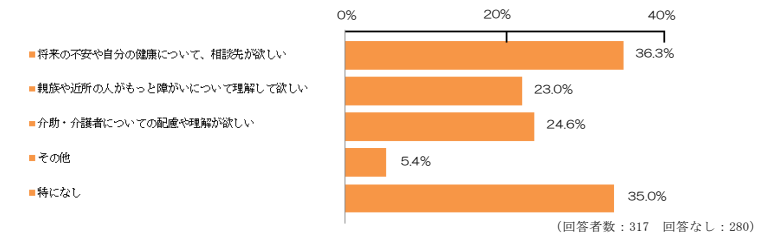


「グループホーム」障がいがある人が支援を受けながら数人で暮らす家

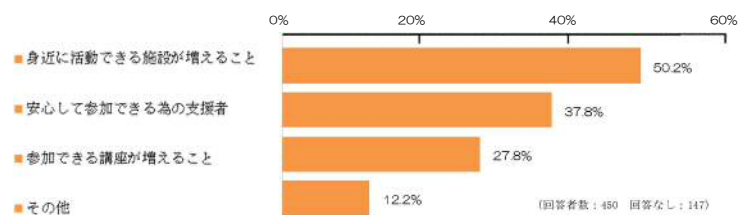
「ケアホーム」障がいがある人が職員の生活介助を受けながら数人～十数人で暮らす家

●障がい者の家族が介助・介護で感じるのは、将来のことや自分の健康について相談先が欲しいことなどです。

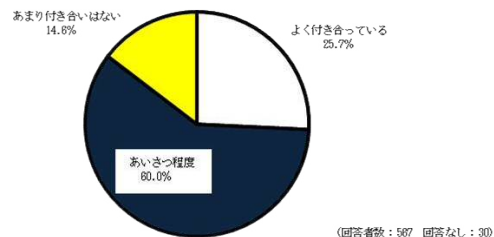
介助・介護で感じること(該当するものすべてに○)



●余暇活動のためには身近な施設や支援者が望まれています。
余暇活動をするために、どんなことを望まれますか？（該当するものすべてに○）

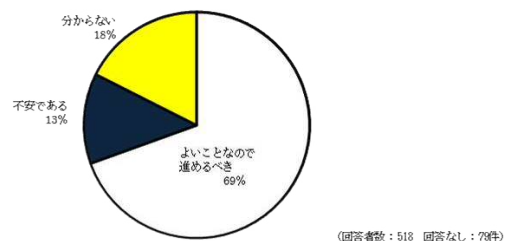


●障がい者の3割近くが近所付き合いをよくされています。
近所付き合いの程度



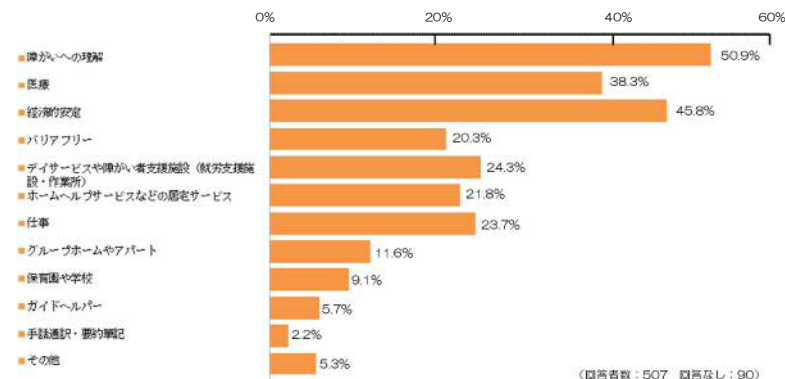
●障がい者の7割近くが企業での就労を、よいことなので進めるべきと考えています。

障がい者の企業での就労についての考え



●市が充実すべきことは、障がいへの理解、医療、経済的安定が上位にあげられています。

豊明市で充実すべきこと（複数回答）



豊明市の福祉に関する事で、望むこと、感じていること（自由記述）

障がい者の、望むこと、感じていることとして「地域の人の障がいへの理解」、「ショートステイ・グループホーム・ケアホーム等施設の充実」、「ひまわりバス・公共交通機関の充実」、「高齢化にともない今後、生活が続けられるかどうか」、「福祉サービスの内容が分からない・分かりにくい」、「経済面について」、「窓口への申請が自分で出来るかどうか」といったことが挙げられています。

アンケートは、下記のように実施しました。

対象者	身体障がい 677 人 知的障がい 123 人 精神障がい 200 人 全体 1,000 人（障がい種類の重複は、障がいの重い方で計上）
調査期間	平成 25 年 11 月 22 日（金）～平成 25 年 12 月 20 日（金）
実施方法	郵送法（漢字にはルビ付、視覚障がい者には点字案内付）
回収率	59.7%

4 団体・事業所へのアンケートからみる意見

平成25年11月に市内の障がい児者団体やNPO、また障がい者福祉に関わる事業所にアンケートを実施しました。ここにその主な意見を紹介します。

図表4 障がい児者団体の主な意見

番号	団体名	意見
1	身体障害者福祉協会	<ul style="list-style-type: none"> 若い人たちの入会が少ないので、意見がとりにくい。 先の生活の見通しが立てにくい。 大災害の時、ハンディを持つ人は隣人との関係が薄い人が多いため特に心配。
2	手をつなぐ育成会	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある本人・親が望む教育が受けられるようにしてほしい。 地域の中に自主通学できる、空き教室を利用した養護学校が欲しい。 緊急時対応のショートステイは絶対に必要。 生活を豊かにする福祉サービスを充実してほしい。 本人の高齢化、重度化、親亡き後を見据えて暮らしの場を確保してほしい。 障がいがあっても能力に応じて働ける場の拡大を望む。 災害時においては各々の障がい特性を持つ障がい者への理解と対応を求めたい。
3	豊明家族会	<ul style="list-style-type: none"> 会員の高齢化と新規会員の確保が課題。バックアップを望む。 障がい者が地域で生きていけるような施策・配慮を、行政や地域活動の場へ展開してほしい。 精神障がいに対する知識および障がい者へのやさしい心遣いが芽生えるよう、義務教育世代から教育の中に織り込んでほしい。 三障がいの中で、精神障がいは公的支援・社会認識いずれも遅れているのが現状。行政には更なる支援をお願いしたい。
4	スマイルクラブ (豊明肢体不自由児(者)父母きょうだいの会)	<ul style="list-style-type: none"> 重度心身障がい児(者)の利用できる施設がとても少ない。施設の新設及び適正な整備をお願いしたい。また、医療的ケアに対応できる施設・事業の拡充・強化を図り、補助金等のサポートをお願いしたい。 市内小中学校や公共施設に障がい者トイレの設置や段差の排除、スロープの整備をお願いしたい。 障がい者トイレには、ベッドの設置を要望する。 福祉サービスの地域格差や障がい別不利益をなくしてほしい。重心の子でも利用できる移動支援やショートステイがない。



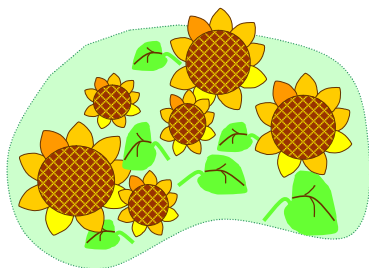
図表5 障がい児者関連事業所からの意見

番号	事業所	意見
1	知多地区聴覚障害者支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 手話奉仕員および要約筆記者の養成事業について、地域生活支援事業の中で必須事業となったため、広域開催でも良いので養成をお願いしたい。 「福祉実践教室」の中で、科目として要約筆記も取り入れて欲しい。 市の主催する講演会・式典・行事に、手話通訳・要約筆記をつけて欲しい。 市役所に、手話や聴覚障がいと福祉の専門知識を持った通訳者を設置し、各種申請手続きができたり相談できるようにしてほしい。 聴覚障がいに特化した就労に対する不安や悩みを解決できる場を作って欲しい。
2	社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●基幹障がい者相談支援センターフィット ●就業についての相談の増加。職場定着のためジョブコーチなどの就労支援の充実が必要。 ●平成26年度末までにすべての利用者へサービス等利用計画が導入されるが、市内事業所の体制整備が必要。 ●事業所利用だけでなく、気軽に立ち寄り過ごしたり、会話や当事者同士の交流ができる場所があると良い。
3	社会福祉法人福田会 障害者支援施設 ゆたか苑	<ul style="list-style-type: none"> ●施設入所支援 ●入所者の地域移行推進のための相談、軽度者のケアホーム等への移行、高齢者の介護保険制度切り替え等に支援が欲しい。 ●ボランティアや実地研修受け入れ先として施設を大いに活用してほしい。施設としても雇用やマンパワー確保のメリットがある。 ●生活介護 ●新規利用相談は増えているが、定員を増やしてもさらに受け入れ切れていない。事業所ごとの専門性（特に当苑は入浴・身体介護）を有効利用し役割分担しあうような検討が必要かもしれない。 ●短期入所 ●短期入所の定員は非常に少ない。豊明市内の在宅者のご家族からは緊急時の利用希望が高いが、緊急時に備え計画相談導入時などの機会に、体験利用や事前契約を済ませておいて欲しい。 ●医療を必要とする方の短期入所受け入れについて、看護職員の24時間配置が困難なためお断りするケースが少なくない。医療が必要な在宅利用者の受け入れ先の確保は課題である。
4	医療法人 静心会	<ul style="list-style-type: none"> ●藤田メンタル相談所（指定特定相談支援事業所） ●指定特定相談支援事業所への補助金の予算化。民間の自助努力では追いつかない。 ●精神障がい者の日中・土日の居場所（地域活動支援センター）の設置。 ●災害時の支援として、精神障がいの在宅者が日頃から町内会・民生委員など地域とのつながりを持てる体制に。

		<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者就労への街ぐるみでの協力体制。商工会議所などの協力を得て短期間の職業体験を行うなど。 ・交通（ひまわりバス）の充実。障がい者のみならず高齢者の閉じこもり防止にもつながる。 ・バス停への椅子の設置。休憩しながら散歩できるよう、200メートルごとに椅子を配置するなど。運動機能の維持向上に。 ・障がい児・障がい者・高齢者福祉の連携が必要。 ・障がいをもった方を制度に当てはめるのではなく、個々に合わせたサービスを提供できる市になってほしい。 ●ハーミット（就労継続支援 B 型事業所） ・短時間勤務や日数の少ない就労が決まった人に引き続き B 型事業所を利用できるようにしてもらいたい。（就労との併用により定着支援が可能。） ●グループホームらくらく（共同生活援助・介護） ・災害時における市との連絡・協力体制の明確化。事業所間の連携。 ●グループホームなごむつどう（共同生活援助・介護） ・両親の高齢化、障がい者同士での結婚、親と子が障がい者など、世帯で障がいや問題を抱えるケースに対する支援体制の強化。 ・相談支援事業者を中心とする関係機関とのネットワーク作り。
5	社会福祉法人 豊明福祉会	<ul style="list-style-type: none"> ●メイツ（生活介護・就労継続支援 B 型） 【日中活動のサービスについて】 ・障がいのある方の日中活動の場、就労の場の計画的な整備が必要。 ・重度の障がいのある方の生活介護の施設と働く施設の間接的な施設が増えると良い。 ・機能訓練、日常生活訓練の機能のできる施設が必要。 ・市内全域にムラなくサービス事業所があると良い。 ・地域の空き店舗などを利用して小規模の働く場が地域に広がると良い。 ・利用者の高齢化が進んでいるため、高齢障がい者も通える施設があると良い。 ・事業所や地域の企業、行政などが協力して工賃アップに取り組めると良い。 【生活支援のサービスについて】 ・サービスを利用する人みんなにサービス利用計画が必要になるため、身近に相談支援事業所が必要。 ・生活の質を向上するために、障がいがあっても夕方や休日に習い事や余暇活動を実施するような場所があると良い。 ・ホームでの生活を見据え、宿泊体験や生活訓練など実施できる施設があると良い。 ・近年保護者が高齢化しご家庭での生活が難しくなる方が多くなるため、今後グループホームなどが地域に広がると良い。 【その他】 ・障がいのある方や、福祉サービスについて地域の方々にもっと知っていただき、協力して啓発していく必要がある。 ●フレンズ（生活介護） ・重度者に対応した生活介護事業所が不足。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ご利用者の高齢化が進んでいる。高齢化に則したプログラムを検討しているが、設備等整っておらず対応に限界がある。 ・専門機関との連携の必要性を強く感じる。地域医療と提携した支援が必要。 ・重度者が多い日中支援の為、身体的な障がいを重複している方も多く理学療法など専門的な支援の充実が必要。 ・障がい特性により個別支援が必要な利用者が増加しており、設備面での不足を感じている。 ・現在は利用定員に満たないが、今後の利用者増加に伴い受入施設が必要になると思われる。 ・事業所は全般的に受け入れをたくてもスペースが無かったり定員オーバーしている。施設建設には多大な費用が掛かるので、家賃補助などあれば空き店舗の利用ができ、地域の活性化にも繋がり少ない経費で受け入れる事ができる。 ・保護者の高齢化に伴いケアホーム、グループホームの利用希望が見込まれるが、市内には不足している。 ●くらしさぼーとファイン（ホームヘルプ・相談支援・共同生活介護・日中一時支援） 【ヘルパー等個別の支援より】 ・保護者と生活されている重度の障がいのある方にとって、保護者の高齢化などでご家族と一緒に暮らせない方が増えており、ご家庭で支援できるサービスがますます必要となる。 ・学校や職場等、日中活動されている方を支援するヘルパー事業所では、朝夕にサービス利用が集中し、人員確保に課題を抱えているところが多い。 ・市内で移動支援をする中で歩道が確保されていない道路がまだまだあると感じる。 ・市の中心から外れた地域では、公共交通機関の利用が難しい。 【相談支援体制について】 ・相談支援体制は以前に比べ充実してきているが、今後福祉サービスを利用する際、相談員の作成するサービスの利用計画が必須となるため、相談支援事業所・相談員の確保は必須である。 ・障がい児から障がい者までライフステージをつなぐ体制が必要。 ・障がい児の相談支援体制は、今後充実強化が必要。相談場所が複数あると利用者は選択できる。地域の課題や体制等を話し合える場があると良い。（相談支援部会、療育支援部会など） ・計画相談の質の確保は必要。（地域での研修開催等） 【ケアホーム等居住の場について】 ・市内のケアホームは不足しているが、地域の理解や制度上住宅の確保が難しい。公共施設や団地などが活用できると良い。 ・ご利用者人数の少ないケアホームでは、人材の確保などが難しいと感じており、雇用の施策等と連携できると良い。（人件費等の補助等の活用により待遇改善を計れると良い。 【その他】 ・市内に精神障がいの方の集いの場があると良い。 ・発達障がい児の学習できる塾のようなものがあると良い。 ●児童デイサービス ふぁーもー（放課後等デイサービス） ・学校の長期休み中、一日を通しての利用希望は増加傾向。利用を断らざるを得ない状況。
--	--	---

	<ul style="list-style-type: none"> 他の日中一時支援事業所が増えて長期休み中のサービス利用が充実してきているが、保護者は「安心して預けることができる事業所」を望まれているため、他の事業所の利用に二の足を踏んでいる様子。 学校との情報交換が難しいため、情報交換の場やシステムがあると良い。(例、サービス等利用計画のセルフプランは学校の教育支援計画書添付を必須とするなど。) 小学校入学前の保育や支援経過、発達状況等の情報が伝わって来ない。市のシステムとして情報伝達の仕組みができれば、ライフステージで途切れることなく、児童の情報を引き継いでいくことができる。 自立支援協議会の子ども部会で、活発な情報交換や市としての取り組みの方向性などの話し合いがなされると良い。 <p>●あびっと（就労移行支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい状況やその種別ごとによる就労・就業ニーズに対応できるよう、「働く」ことと「就職する」ことに丁寧かつ専門的な就労相談を行うことが必要。 当事者の働くニーズを「丁寧につなぐ」ため、地域の就労専門機関の実施する適性評価機能の明確な位置付けが必要。 職業に就いて働き暮らすために必要な生活援助の体制が不足していると感じる。 精神障がい者の増加により、その就労支援のニーズは高まる一方である。精神障がいの人口増の背景には自閉症を含めた発達障がいの増加があると考えられ、ていねいに支援をつないでいく必要がある。協議会や専門部会において、具体的な関係機関の連携と情報共有の仕組みを検討し機能させていく必要がある。
--	---



6	NPO 法人 地域とともに 生きるめだか の会	<ul style="list-style-type: none"> ●むぎの花（就労継続支援 A・B 型） 障がい福祉サービス事業への参入事業者の自由化に伴い、（社福）（株）（特非）等々多岐にわたっています。最新情報がわかりにくい。各事業所同志の連携をタイムリー且つ密接にしてサービスの質の向上を図りたい。 サービスの需要（どのサービスがどれくらいの量必要か）をほりおこす事業をいれてほしい。そのデータを計画の土台にして進めてほしい。当事業所としてもそのデータのもとで実質的な事業計画をたてていきたい。 A型事業において、精神障がい者のご利用が多い。精神障がい者へのサービスを具体化し、さらに就労へつなげていく施策をくみいれてほしい。 授産品販路拡大や作業受注、市役所での実習受け入れが計画されています。現、優先法の下しかり進めて、特にB型事業ご利用者の工賃アップをはかりたい。 計画当初のアンケートからも今のところに住み続けたい人が7割、しかし今のところ働くことへの不安が大きい様子。地元でのサービスの充実という施策方針をしっかりたててほしい。 計画の具体化とスケジュールを書き込んでいけたら事業者としても実情にあった事業計画をたてやすい。 市民に密着した多様なサービスを充実させるためには、NPO 法人の力は大きい。しかし、活動場所さがしや設備などに弱い。多様なサービス充実のためにもNPO 育成施策を願う。
7	NPO 法人 くるみの会	<ul style="list-style-type: none"> ●くるみ（日中一時支援・児童対象） NPO 法人での運営に補助金による運営の支援等を計画に盛り込んで頂きたい。 職員の確保が非常に困難であり、職員確保についての支援を頂きたい。 新規事業の開設時、準備金等による必要資金の支援をして頂きたい。
8	有限会社サン 訪問介護ステ ーション幸せ	<ul style="list-style-type: none"> ●居宅介護（ホームヘルプ） 介護保険におけるところの「居宅介護支援事業所」に該当するような役割（あるいは相談できる部署）があると良い。
9	ニチイケアセ ンター豊明	<ul style="list-style-type: none"> ●居宅介護（ホームヘルプ） 訪問介護事業では個々のケースに合わせたケアが重要になり、ヘルパーの育成と雇用が大きな課題である。臨機応変の対応と、根気が必要。 自宅で人との関わりに慣れてから、他事業所との連携、受け入れ場所があると良い。 視覚障がい者支援の研修を早めに自治体で行ってほしい。
10	株式会社 ALEILE	<ul style="list-style-type: none"> ●ALEILE（就労継続支援 A 型） 発注企業の開拓および独自の事業を起こす検討を行っている。 地元企業との交流の機会を増やしたい。 地域でいろいろな事に参加できる機会を増やして頂き、利用者が休日の過ごし方に困らないようになると良い。

団体・事業所アンケートからの意見（まとめ）

●普及・啓発・育成等

- ・災害時に備えての体制整備と対応について。
- ・障がいに対する市民や地域の理解の促進。
- ・福祉の担い手の確保と人材育成。

●施設・支援体制の整備

- ・福祉サービスの計画的な整備と補助金等の支援。
- ・NPO への支援。（資金面・情報提供・運営支援など）
- ・ショートステイ、グループホーム、ケアホームなどの生活の場の不足と確保。
- ・公団や空き店舗等を活用し、小規模事業所やケアホームに。
- ・日中の居場所の確保。（特に精神障がい者）
- ・授産製品の販路拡大、工賃向上。
- ・重度障がい者に対する教育や支援の充実。
- ・公共交通機関、ひまわりバスの充実。段差の解消。
- ・高齢化にともなう介護度増に対する対応。（機能訓練等も含めて）

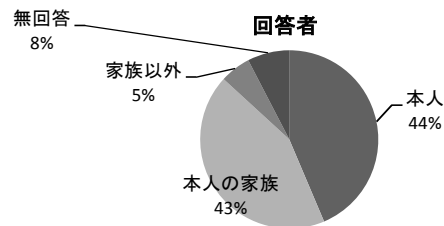
●相談・連携の強化

- ・相談支援事業の充実・連携強化。補助金等の支援。
- ・就労支援の多様化とそれに対応するための体制や連携の充実。
- ・事業所の強みを生かした連携と役割分担。
（事業所までの送迎等のアクセス確保も必要。）

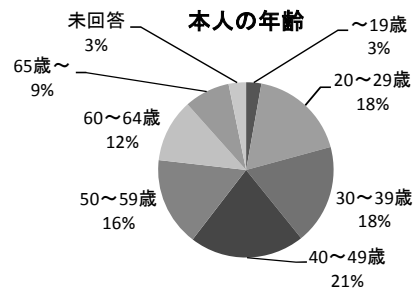
■ アンケート結果（障がい者）

対象者 障害福祉サービス利用中の障がい者 359名
 調査方法 26年6月・7月に、サービス更新書類と同封。申請書類とともに回収。
 配布数:359 回収数:250 回収率 69.6%

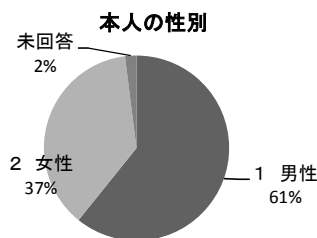
問1 回答者		
	数	%
本人	109	43.6
本人の家族	108	43.2
家族以外	14	5.6
無回答	19	7.6
計	250	100



問2 本人の年齢		
	数	%
～19歳	7	2.8
20～29歳	45	18.0
30～39歳	46	18.4
40～49歳	53	21.2
50～59歳	41	16.4
60～64歳	29	11.6
65歳～	21	8.4
未回答	8	3.2
計	250	100.0



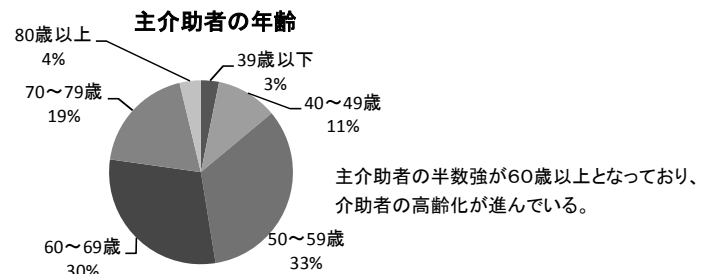
問3 本人の性別		
	数	%
1 男性	152	60.8
2 女性	93	37.2
未回答	5	2.0
計	250	100.0



問4 同居者(複数回答)		
	数	%(n=250)
父母兄弟など	116	46.4
配偶者	33	13.2
子ども	18	7.2
いない	86	34.4
無回答	7	2.8

問5 介助者(複数回答)		
	数	%(n=250)
父母兄弟など	124	49.6
配偶者	33	13.2
子供	6	2.4
施設職員	107	42.8
その他	7	2.8
介助必要なし	13	5.2
無回答	14	5.6

問6 ①主介助者の年齢		
	数	%(n=158)
39歳以下	5	3.2
40～49歳	17	10.8
50～59歳	53	33.5
60～69歳	47	29.7
70～79歳	30	19.0
80歳以上	6	3.8
(回答者計)	158	100.0



問6 ② 主介助者の性別		
	数	%(n=166)
1 男性	50	30.1
2 女性	116	69.9
未回答	0	0.0
計	166	100.0

問6 ③ 主介助者の健康状態		
	数	%(n=167)
1 よい	39	23.4
2 ふつう	103	61.7
3 よくない	25	15.0
計	167	100.0

問7 身体障害者手帳の等級		
	数	%
1級	40	16.0
2級	43	17.2
3級	14	5.6
4級	1	0.4
5級	4	1.6
6級	2	0.8
無回答(不明)	3	1.2
持っていない	143	57.2
計	250	100.0

問8 身体障害の種別		
	数	%(n=104)
視覚障害	10	9.6
聴覚障害	5	4.8
音声・言語・租借機能	4	3.8
肢体不自由(上肢)	12	11.5
肢体不自由(下肢)	23	22.1
肢体不自由(体幹)	33	31.7
内部障害	15	14.4
無回答	17	16.3

問9 療育手帳の等級		
	数	%
A判定	78	31.2
B判定	16	6.4
C判定	12	4.8
持っていない	99	39.6
無回答	45	18.0
計	250	100.0

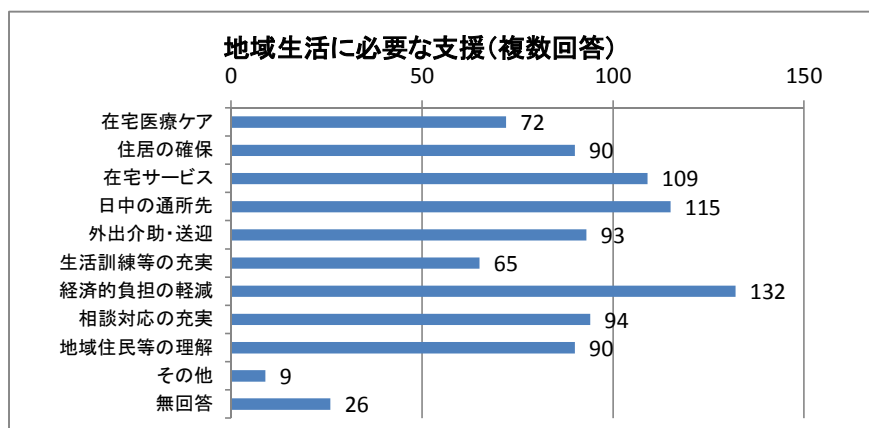
問10 精神手帳の等級		
	数	%
1級	5	2.0
2級	55	22.0
3級	11	4.4
自立支援医療	11	4.4
持っていない	122	48.8
無回答	46	18.4
計	250	100.0

問11 医療的ケア(複数回答)		
	数	%(n=250)
なし	6	2.4
気管切開	1	0.4
人工呼吸器	4	1.6
吸入	7	2.8
吸引	2	0.8
胃ろう・腸ろう	2	0.8
鼻腔経管栄養	1	0.4
中心静脈栄養	5	2.0
透析	4	1.6
カテーテル留置	2	0.8
服薬管理	74	29.6
その他	19	7.6

問12 現在の暮らしの場		
	数	%
一人暮らし	25	10.0
家族と暮らす	144	57.6
グループホーム	31	12.4
福祉施設	31	12.4
病院	5	2.0
その他	2	0.8
無回答	12	4.8
計	250	100.0

問13 将来の暮らしの場の希望		
	数	%
一人暮らし	42	16.8
家族と暮らす	88	35.2
グループホーム	36	14.4
福祉施設	45	18.0
その他	15	6.0
無回答	24	9.6
計	250	100.0

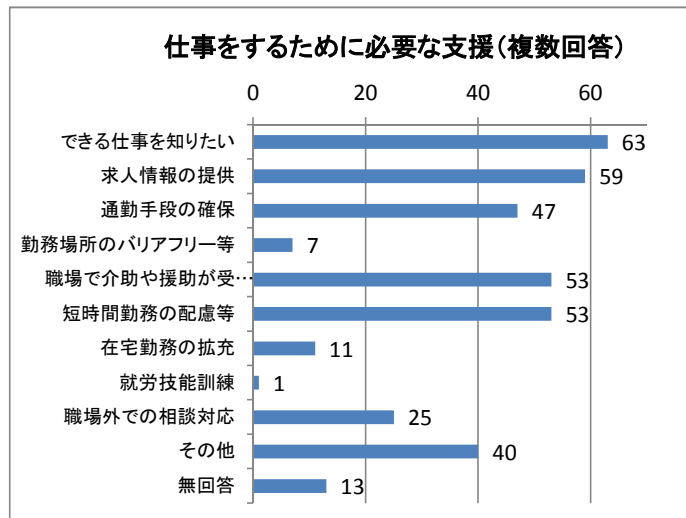
問14 地域生活に必要な支援(複数回答)		
	数	%(n=250)
在宅医療ケア	72	28.8
住居の確保	90	36.0
在宅サービス	109	43.6
日中の通所先	115	46.0
外出介助・送迎	93	37.2
生活訓練等の充実	65	26.0
経済的負担の軽減	132	52.8
相談対応の充実	94	37.6
地域住民等の理解	90	36.0
その他	9	3.6
無回答	26	10.4



問15 平日日中の過ごし方		
	数	%(n=250)
仕事に行っている	11	4.4
ボランティア等	0	0.0
主婦(主夫)	6	2.4
通所(作業所等)	120	48.0
デイケア	23	9.2
リハビリテーション	2	0.8
自宅	40	16.0
入所施設・病院	27	10.8
学校	0	0.0
その他	8	3.2
無回答	13	5.2
計	250	100.0

問17 仕事をするために必要な支援(複数回答)		
	数	%(n=116)
できる仕事を知りたい	63	54.3
求人情報の提供	59	50.9
通勤手段の確保	47	40.5
勤務場所のバリアフリー等	7	6.0
職場で介助や援助が受けられる	53	45.7
短時間勤務の配慮等	53	45.7
在宅勤務の拡充	11	9.5
就労技能訓練	1	0.9
職場外での相談対応	25	21.6
その他	40	34.5
無回答	13	11.2

問16 仕事についての希望		
	数	%(n=239)
今すぐにも仕事したい	38	15.9
仕事したいが今はできない	78	32.6
仕事したくない、今後も難しい	65	27.2
無回答	58	24.3
計	239	100.0



仕事をするため、幅広い支援が必要。
特に求人情報提供、仕事への適性、職場の理解に回答が集まった。

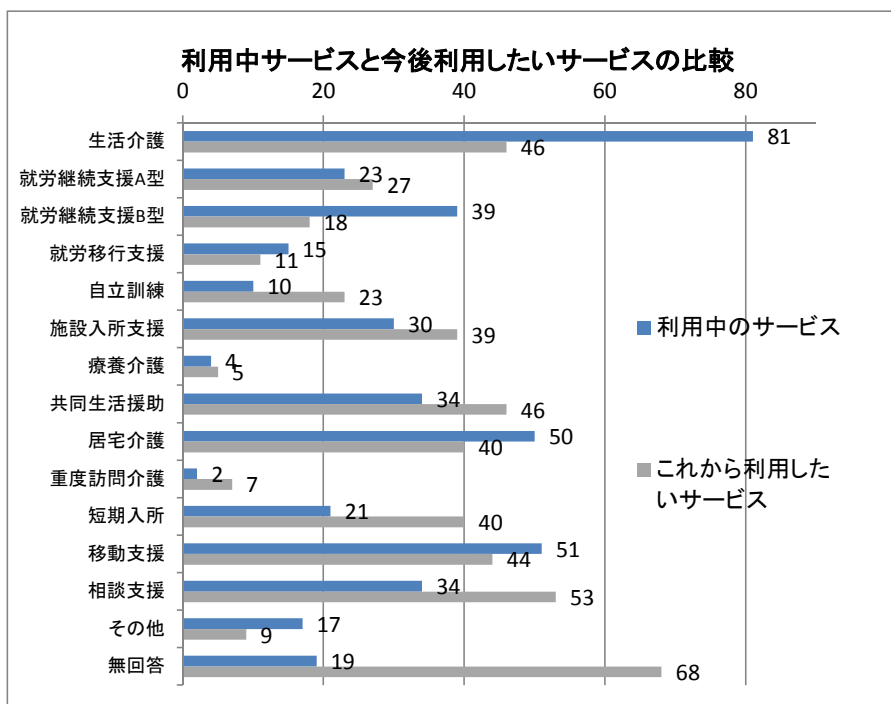
問18 障害があることで嫌な思いをしたことがあるか		
	数	%(n=250)
ある	67	26.8
少しある	62	24.8
ない	81	32.4
無回答	40	16.0
計	250	100.0

問19 どこで嫌な思いをしたか		
	数	%(n=129)
学校・仕事場	43	33.3
仕事を探すとき	24	18.6
外出先	67	51.9
余暇	31	24.0
医療機関	33	25.6
住んでいる地域	36	27.9
その他	8	6.2
無回答	4	3.1

問20 成年後見制度について知っているか		
	数	%(n=250)
名前も内容も知っている	65	26.0
聞いたことがあるが知らない	76	30.4
名前も内容も知らない	81	32.4
無回答	28	11.2
計	250	100.0

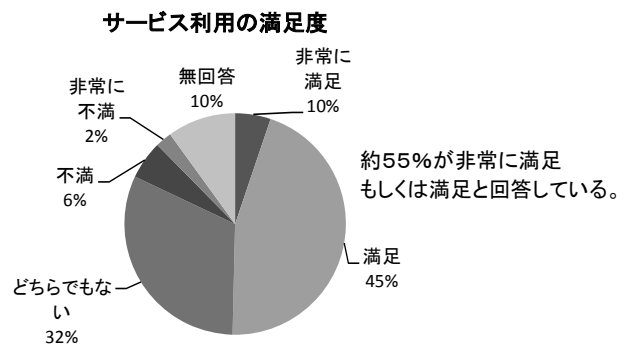
問21 現在利用中の障害福祉サービス(複数回答)		
	数	%(n=250)
生活介護	81	32.4
就労継続支援A型	23	9.2
就労継続支援B型	39	15.6
就労移行支援	15	6.0
自立訓練	10	4.0
施設入所支援	30	12.0
療養介護	4	1.6
共同生活援助	34	13.6
居宅介護	50	20.0
重度訪問介護	2	0.8
短期入所	21	8.4
移動支援	51	20.4
相談支援	34	13.6
その他	17	6.8
無回答	19	7.6

問22 これから利用したいの障害福祉サービス(複数回答)		
	数	%(n=250)
生活介護	46	18.4
就労継続支援A型	27	10.8
就労継続支援B型	18	7.2
就労移行支援	11	4.4
自立訓練	23	9.2
施設入所支援	39	15.6
療養介護	5	2.0
共同生活援助	46	18.4
居宅介護	40	16.0
重度訪問介護	7	2.8
短期入所	40	16.0
移動支援	44	17.6
相談支援	53	21.2
その他	9	3.6
無回答	68	27.2



今後利用したいサービスが
利用中サービスを上回る項目
共同生活援助
施設入所支援
短期入所
相談支援
自立訓練
就労継続支援A型
これらはニーズが高まり確保が
必要なサービスとして考慮する
必要有。

問23 サービス利用の満足度		
	数	%(n=250)
非常に満足	13	5.2
満足	113	45.2
どちらでもない	79	31.6
不満	14	5.6
非常に不満	6	2.4
無回答	25	10.0
計	250	100.0



■自由意見(障がい者)

●福祉サービスの充実について

- ・生活の拠点として小規模入所施設が不可欠。ショートステイなど夜間支援も不足している。行政と親の力を出して共同で市内に作ってほしい。
- ・親亡き後が不安。重度(知的)障害者を受け入れ可能な入所施設が必要。
- ・グループホーム、ケアホーム等が体験できる場があるといい。
- ・短期入所先。特に重度身体障害者のショートは遠方か空きがない。
- ・高齢の知的障害者のための施設が欲しい。
- ・通える場所が選べず不満である(身体障害)
- ・サービスが定員いっぱい利用できないことが多い。
- ・施設職員の人員が不足。
- ・高齢者のサービスばかりで不満。

●住みやすい街のために

- ・公共交通機関の運賃割引
- ・タクシーチケットのみでなくガソリンの補助が選べるとありがたい。
- ・市内の循環バスの充実。
- ・バスの運転手の対応、障害を理解しておらず不快。
- ・車椅子で移動できるような歩道の整備。
- ・住民の理解を進め住みやすい地域になってほしい。
- ・精神障害について理解がすすんでほしい。
- ・災害時の対応で、避難所への避難はパニック等があり難しい。物資が別の所にも行き渡るか不安。

●経済的な支援、就労の支援

- ・働くことに不安があるためジョブコーチなどの支援があるといい
- ・最低賃金では生活していけないため給料を能力制にしてほしい。
- ・経済的援助がほしい。生活が持たない。
- ・年金制度の改正、充実
- ・生活には用具や人出など何かとお金がかかる。今後親がいなくなり一人になった時のための準備方法がわからない。

●情報提供・相談の充実>

- ・説明をわかりやすくしてほしい
- ・電話で相談できる所。今相談しているところはなかなかつながらない。

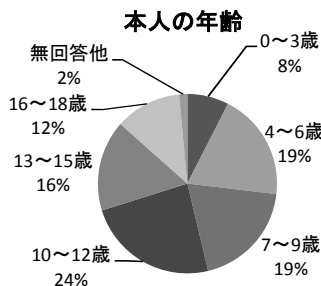
■アンケート結果（障がい児）

対象者 障害児支援・障害福祉サービス利用中の障がい児（放課後等デイサービス、居宅介護、短期入所など）
 調査方法 26年8月に、サービス更新案内書類にアンケートを同封。申請書類とともに回収。
 配布数:93 回収数:67 回収率 72.0%

問1 回答者		
	数	%
本人	0	0.0
本人の家族	63	94.0
家族以外	0	0.0
無回答	4	6.0
計	67	100.0

回答者は家族が大半。

問2 本人の年齢		
	数	%
0～3歳	5	7.5
4～6歳	13	19.4
7～9歳	13	19.4
10～12歳	16	23.9
13～15歳	11	16.4
16～18歳	8	11.9
無回答他	1	1.5
計	67	100.0



問3 性別		
	数	%
1 男性	50	74.6
2 女性	16	23.9
無回答	1	1.5
計	67	100.0

問4 同居者（複数回答）		
	数	%(n=67)
父母	65	97.0
祖父母	16	23.9
兄弟	44	65.7
その他	1	1.5
無回答	0	0.0

問5 介助者（複数回答）		
	数	%(n=67)
父母	64	95.5
祖父母	16	23.9
兄弟	12	17.9
施設職員	0	0.0
その他	8	11.9
介助必要なし	0	0.0
無回答	2	3.0

問6 ①主介助者の年齢		
	数	%(n=67)
～29	1	1.5
30～39	19	28.4
40～49	36	53.7
50～59	7	10.4
60～	2	3.0
無回答	2	3.0
(回答者計)	67	100.0

問6 ②主介助者の性別		
	数	%(n=67)
1 男性	2	3.0
2 女性	64	95.5
無回答	1	1.5
計	67	100.0

主介助者のほとんどが女性（母、祖母）

問6 ③主介助者の健康状態		
	数	%(n=67)
1 よい	39	58.2
2 ふつう	25	37.3
3 よくない	2	3.0
無回答	1	1.5
計	67	100.0

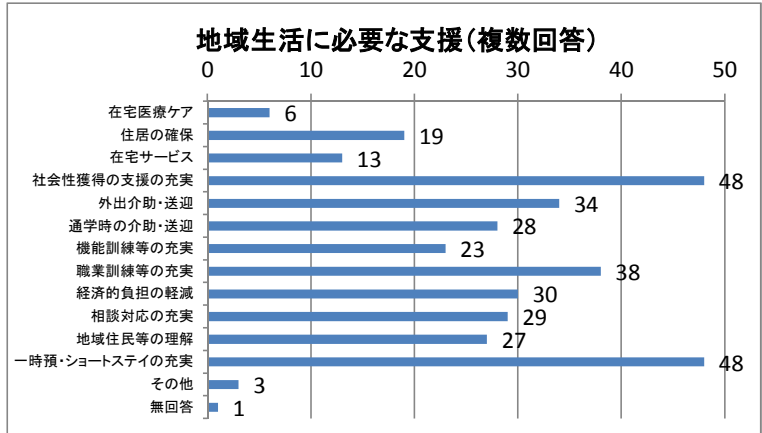
問7 障害者手帳の有無		
	数	%(n=67)
身体のみ	2	3.0
身体と療育	16	23.9
療育のみ	38	56.7
精神と療育	1	1.5
精神のみ	1	1.5
手帳なし（自閉症等）	9	13.4
計	67	100.0

療育手帳所持者（知的障がい）が38名と最多
 続いて身体・療育の重複障がい者が16名
 手帳所持なし（自閉症等）が9名

問8 自閉症等の指摘の有無		
	数	%(n=67)
あり	44	65.7
なし	22	32.8
無回答	1	1.5
計	67	100.0

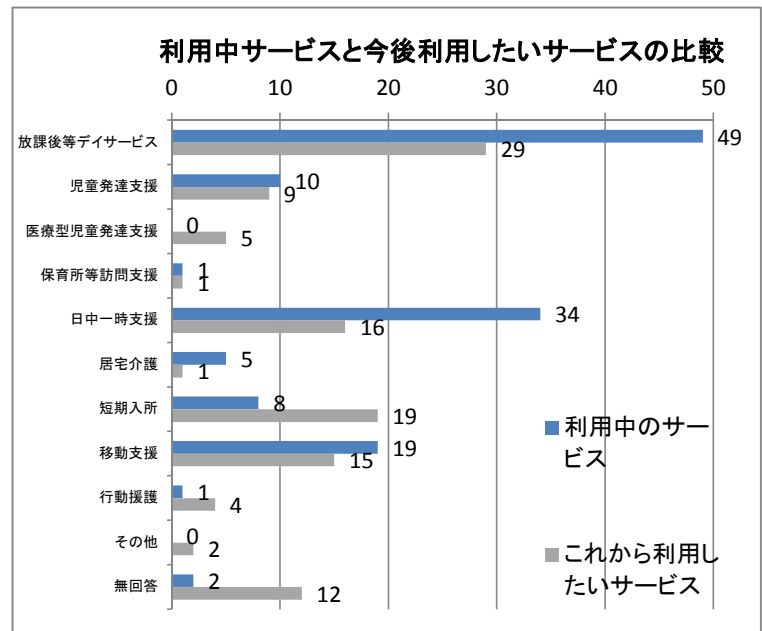
約65%が自閉症の指摘あり

問9 地域生活に必要な支援(複数回答)		
	数	%(n=67)
在宅医療ケア	6	9.0
住居の確保	19	28.4
在宅サービス	13	19.4
社会性獲得の支援の充実	48	71.6
外出介助・送迎	34	50.7
通学時の介助・送迎	28	41.8
機能訓練等の充実	23	34.3
職業訓練等の充実	38	56.7
経済的負担の軽減	30	44.8
相談対応の充実	29	43.3
地域住民等の理解	27	40.3
一時預・ショートステイの充実	48	71.6
その他	3	4.5
無回答	1	1.5



社会性獲得のための支援、ショートステイ等の充実について回答数が多い。

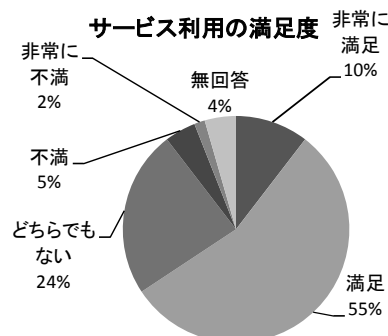
問21 現在利用中の支援サービス(複数回答)		
	数	%(n=67)
放課後等デイサービス	49	73.1
児童発達支援	10	14.9
医療型児童発達支援	0	0.0
保育所等訪問支援	1	1.5
日中一時支援	34	50.7
居宅介護	5	7.5
短期入所	8	11.9
移動支援	19	28.4
行動援護	1	1.5
その他	0	0.0
無回答	2	3.0



現在利用中のサービスは、放課後等デイサービス・日中一時支援が多い。短期入所の利用希望が多い。

問22 これから利用したい支援サービス(複数回答)		
	数	%(n=67)
放課後等デイサービス	29	43.3
児童発達支援	9	13.4
医療型児童発達支援	5	7.5
保育所等訪問支援	1	1.5
日中一時支援	16	23.9
居宅介護	1	1.5
短期入所	19	28.4
移動支援	15	22.4
行動援護	4	6.0
その他	2	3.0
無回答	12	17.9

問23 サービス利用の満足度		
	数	%(n=67)
非常に満足	7	10.4
満足	37	55.2
どちらでもない	16	23.9
不満	3	4.5
非常に不満	1	1.5
無回答	3	4.5
計	67	26.8



約65%が非常に満足もしくは満足と回答している。

■自由意見(障がい児)

●福祉サービスの充実について

- ・重心の子が利用できるショートが限られており遠方(青い鳥・コロニー)しかも常に満床で希望通りに利用できない。
- ・短期入所できるところが市内に無いため、設立を願う。
- ・肢体不自由児・医療ケア児が地域で暮らせるようにしてほしい。
- ・最重度の知的障害(自閉症)の子が市内でも長時間利用できる施設がほしい。
- ・未就学児ですが、医療的ケア(吸痰、経管栄養あり)のある子を日中預る施設がない。また通学時の送迎をすべて母親が行わなければならない、通えば通うほど負担になってしまう。しかし預かってもらえるショートステイ先も近くになく、家族の負担は増える一方。介護者へのケアは高齢者介護をしている方ばかりに目が向けられ、高齢者以外の介護者への理解やケアが不十分。
- ・グレーゾーンや軽度の子供たちにも充実したサービスがあるといい。
- ・利用日数を増やしてほしい。
- ・重度障害児の支援を優先してほしい。
- ・日曜、祝日の支援。
- ・未就学児の母子通園施設について、母親の負担が非常に大きかった。
- ・デイサービスが市内に増え、通えるようになり本人が元気になった。これからも充実を望む。

●住みやすい街のために

- ・他市に比べ遅れているところが多いため予算不足を理由にせず充実させてほしい。
- ・もう少し積極的に健常児とかかわれる機会が欲しい。
- ・学校側にも障害への理解を進めてほしい。中学校になってようやく親が動いて障がいわかり、もっと早く学校からも指摘を受ければ早くから訓練などができたと思っている。
- ・支援者(学校など)プロフェッショナルが増えて欲しい。今後の受入れや進路に不安がある。

●経済的な支援、就労の支援

- ・福祉車両購入時の補助があるといい。
- ・今後の就職に向けてのジョブコーチ等の支援の充実
- ・働ける場が不足しているので充実してほしい。

●情報提供・相談の充実

- ・利用できるサービスや手続きを一覧にまとめたものが欲しい。受給者証、オムツの補助、ケアプランなど。
- ・大きくなるにつれてどんなことが必要になってくるのか不安な点が多い。わかりやすい福祉サービスの充実を願う。
- ・利用できるサービスや手当てなど必要な情報が十分提供されていない。役所から連絡すべき。
- ・障害の子供がいる親の困りごと(療育・医療機関・就学・学校生活・デイサービス・就職など)を総合的に相談できるところがわからないため、市民に広くわかるように示してほしい。
- ・障害者、福祉に関する情報が、市役所に足を運ぶなどしないとわからない。
- ・福祉担当の市職員に障害の理解が不足している。
- ・軽度発達障害の支援がないので相談できるところがほしい。

■アンケートのまとめ(障がい者)

- サービス利用についての満足度については、約55%が非常に満足もしくは満足と回答している。ただしアンケートの自由回答欄からも親亡き後の支援についての記載が多く、今後については不安を感じているケースが多いと思われる。
- 主介助者の半数強が60歳以上となっており、介助者の高齢化が進んでいる。親亡き後の支援先の確保が必要。
- 今後利用のニーズが高まるサービスとして、
共同生活援助(グループホーム)
施設入所支援
短期入所(ショートステイ)
相談支援
自立訓練
就労継続支援A型
等が挙げられる。今後重点的に整備できるよう考慮する必要がある。
- 就労に向けての支援について、アンケートでは幅広い回答が集まったが、その中でも特に求人情報提供、仕事への適性、職場の理解についての回答が多かった。今後ハローワークや関係機関との連携を強化していく必要がある。

■アンケートのまとめ(障がい児)

- サービス利用については、約65%が満足もしくは非常に満足と回答。
- 現在サービスを利用中のアンケート回答者のうち、半数強が自閉症の指摘を受けている。発達障害の早期発見と療育が以前より充実しつつあると考えられる。今後社会性の獲得、就労に向けての支援のための通所支援(放課後等デイサービス等)は一層利用が増えると見込まれる。
- 一方、重度心身障がい児が利用できる短期入所等の資源が不足している。利用したくてもサービスが利用できない、サービスの情報がわからず利用できない人たちが存在すると考えられる。
- アンケート回答・自由記載欄から、親の緊急時およびレスパイト目的での短期入所の要望が多く見られた。
- 障がい児が利用できるサービスや手当てなどの情報提供について充実を望む声があった。市役所窓口での情報提供の充実や、相談支援事業の充実などが望まれる。

福祉に関するアンケート調査へのご協力をお願い

福祉に関するアンケート調査 調査票

日頃より豊明市の福祉行政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

豊明市では現在、平成27年度を初年度とする第4期障害福祉計画の策定に向けた取り組みを進めています。そのため、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるため、福祉サービスを利用されている皆様を対象にアンケート調査を実施することになりました。

ご回答いただいた内容は、統計的に処理を行い、計画策定および施策推進のための基礎資料としてのみ使用し、その他の目的で使われることは一切ありません。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

平成26年5月 豊明市

<記入要領>

- 宛名のご本人が直接回答いただくことが難しい場合には、家族や介護者の方などが、ご本人の意向を尊重して記入してください。
- 質問への回答方法は、それぞれ質問文に記載していますので、質問文をよく読んでお答えください。
- 記入が終わりましたら、6月20日までに豊明市役所社会福祉課までご提出ください。同封した更新手続き書類と一緒にご提出いただければ幸いです。
- このアンケート調査へのご質問などは、下記までお問い合わせください。

【提出期限】平成26年6月20日

【提出先・問い合わせ先】

豊明市役所 社会福祉課 障がい社会係
 電話 0562-92-1119 FAX 0562-92-1141
 住所 〒470-1195 豊明市新田町子持松1番地1

問1 お答えいただくのは、どなたですか。(〇は1つだけ)

- 本人(福祉サービスを利用(申請)されている方)
- 本人の家族
- 家族以外の介助者

※これ以降、この調査票が郵送された宛名の方を「あなた」とお呼びしますので、ご本人(この調査票の対象者：障害のある方)の状況などについて、お答えください。

あなた(福祉サービスを利用されている方)の性別・年齢・ご家族などについて

問2 あなたの年齢をお答えください。(平成26年4月1日現在)

満 歳

問3 あなたの性別をお答えください。(〇は1つだけ)

- 男性
- 女性

問4 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。(あてはまるものすべてに〇)

- 父母・祖父母・兄弟
- 配偶者(夫または妻)
- 子ども
- その他()
- いない(一人で暮らしている)

※グループホーム、福祉施設等を利用されている方は「5.」としてください。

問5 あなたの生活を助けてくれる方（介助者）は主に誰ですか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|---------------|--------------------|
| 1. 父母・祖父母・兄弟 | 5. ホームヘルパーや施設の職員 |
| 2. 配偶者（夫または妻） | 6. その他的人（ボランティア等） |
| 3. 子ども | 7. 介助は必要ない（受けていない） |

（問5で1.～3. を答えた方）

問6 あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢、性別、健康状態をお答えください。

①年齢（平成26年4月1日現在）

満 歳

②性別（○は1つだけ）

- | | |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

③健康状態（○は1つだけ）

- | | | |
|-------|--------|---------|
| 1. よい | 2. ぶつう | 3. よくない |
|-------|--------|---------|

あなたの障害の状況について

問7 あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。（○は1つだけ）

- | | | | |
|-------|-------|-------|-----------|
| 1. 1級 | 3. 3級 | 5. 5級 | 7. 持っていない |
| 2. 2級 | 4. 4級 | 6. 6級 | |

問8 身体障害者手帳をお持ちの場合、主たる障害をお答えください。（○は1つだけ）

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1. 視覚障害 | 5. 肢体不自由（下肢） |
| 2. 聴覚障害 | 6. 肢体不自由（体幹） |
| 3. 音声・言語・そしゃく機能障害 | 7. 内部障害（1～6以外） |
| 4. 肢体不自由（上肢） | |

問9 あなたは療育手帳をお持ちですか。（○は1つだけ）

- | | | | |
|--------|--------|--------|-----------|
| 1. A判定 | 2. B判定 | 3. C判定 | 4. 持っていない |
|--------|--------|--------|-----------|

問10 あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。（○は1つだけ）

- | | | |
|-------------------------------------|-------|-----------|
| 1. 1級 | 2. 2級 | 3. 3級 |
| 4. 手帳は持っていないが自立支援医療（精神通院）受給者証を持っている | | 5. 持っていない |

問11 あなたが現在受けている医療ケアをご回答ください。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1. なし | 8. 中心静脈栄養（IVH） |
| 2. 気管切開 | 9. 透析 |
| 3. 人工呼吸器（レスピレーター） | 10. カテーテル留置 |
| 4. 吸入 | 11. ストマ（人工肛門・人工膀胱） |
| 5. 吸引 | 12. 服薬管理 |
| 6. 胃ろう・腸ろう | 13. その他 |
| 7. 鼻腔経管栄養 | () |

住まいや暮らしについて

問12 あなたは現在どのように暮らしていますか。（○は1つだけ）

- | |
|---------------------------------|
| 1. 一人で暮らしている |
| 2. 家族と暮らしている |
| 3. グループホームで暮らしている |
| 4. 福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている |
| 5. 病院に入院している |
| 6. その他 () |

問13 あなたは将来、どのように生活したいと思いますか。（○は1つだけ）

- | |
|--------------------------------|
| 1. 一般の住宅で一人暮らしをしたい |
| 2. 家族と暮らしたい |
| 3. グループホームで暮らしたい |
| 4. 福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい |
| 5. その他 () |

【問14 地域で生活するために、どのような支援があればよいと思いますか。
(あてはまるものすべてに〇)

1. 在宅で医療ケアなどが適切に得られること
2. 障がいに適した住居の確保
3. 必要な在宅サービスが適切に利用できること
4. 日中に通所できる場があること
5. 外出や通所の際の介助や送迎
6. 生活訓練等の充実
7. 経済的な負担の軽減
8. 相談対応等の充実
9. 地域住民等の理解
10. その他()

【問15 日中活動や就労についてお聞きします。

【問15 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。
(〇は1つだけ)

1. 会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている
2. ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている
3. 専業主婦(主夫)をしている
4. 福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援A型も含む)
5. 病院などのデイケアに通っている
6. リハビリテーションを受けている
7. 自宅で過ごしている
8. 入所している施設や病院等で過ごしている
9. 大学、専門学校、職業訓練校などに通っている
10. その他()

【問15で、1.以外を選択した18～64歳の方にお聞きします。】

【問16 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。(〇は1つだけ)

1. 今すぐにも仕事をしたい
2. 仕事をしたいが今はできない
3. 仕事はしたくない、今後も難しい

【問16で、1.もしくは2.を選択した方にお聞きします。】

【問17 あなたは、自分が仕事をするためには、どのような支援が必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに〇)

1. 自分ができる仕事を知りたい、試したい(適性評価など)
2. 障がいがあっても働ける職場の求人情報の提供
3. 通勤手段の確保
4. 勤務場所におけるバリアフリー等の配慮
5. 職場で障害に応じた介助や援助等が受けられること
6. 短時間勤務や勤務日数等の配慮
7. 在宅勤務の拡充
9. 就労技能訓練(パソコンや介護の資格を取るなど)
10. 仕事についての職場外での相談対応、支援
11. その他()

【問18 権利擁護についてお聞きします。

【問18 あなたは、障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。(〇は1つだけ)

- | | | |
|-------|---------|-------|
| 1. ある | 2. 少しある | 3. ない |
|-------|---------|-------|

【問18で、1.又は2.と回答された方にお聞きします。】

【問19 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。
(あてはまるものすべてに〇)

- | | |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 学校・仕事場 2. 仕事を探すとき 3. 外出先 4. 余暇を楽しむとき | <ol style="list-style-type: none"> 5. 病院などの医療機関 6. 住んでいる地域 7. その他() |
|--|---|

【問20 成年後見制度についてご存じですか。(〇は1つだけ)

1. 名前も内容も知っている
2. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない
3. 名前も内容も知らない

障害福祉サービス等の利用についてお聞きします。

問21 あなたが現在利用している障害福祉サービスの種類は何ですか。

(あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|---------------------|------------------|------------|
| 1. 生活介護 | 6. 施設入所支援 | 10. 重度訪問介護 |
| 2. 就労継続支援A型 | 7. 療養介護 | 11. 短期入所 |
| 3. 就労継続支援B型 | 8. 共同生活援助 | (ショートステイ) |
| 4. 就労移行支援 | (グループホーム) | 12. 移動支援 |
| 5. 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) | 9. 居宅介護 (ホームヘルプ) | 13. 相談支援 |
| | | 14. その他 |
- ()

あなたが現在利用している障害福祉サービスが上記のどこに当てはまるかわからない場合は、利用している施設や事業所の名前を記入してください。

問22 あなたが今後利用したいと考えるサービスはありますか。

(あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|---------------------|------------------|------------|
| 1. 生活介護 | 6. 施設入所支援 | 10. 重度訪問介護 |
| 2. 就労継続支援A型 | 7. 療養介護 | 11. 短期入所 |
| 3. 就労継続支援B型 | 8. 共同生活援助 | (ショートステイ) |
| 4. 就労移行支援 | (グループホーム) | 12. 移動支援 |
| 5. 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) | 9. 居宅介護 (ホームヘルプ) | 13. 相談支援 |
| | | 14. その他 |
- ()

利用したい障害福祉サービスがどこに当てはまるかわからない場合は、施設や事業所の名前などを記入してください。

問23 あなたは現在、障害福祉サービス等の利用にどのくらい満足していますか。

(○は1つだけ)

1. 非常に満足 2. 満足 3. どちらでもない 4. 不満 5. 非常に不満

あなたご本人への質問は以上です。最後に、障害福祉サービスや行政の取組について、何かご意見がありましたら、自由にご記入ください。

きょうりょく
ご協力ありがとうございました。

福祉に関するアンケート調査へのご協力のお願い

日頃より豊明市の福祉行政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

豊明市では現在、平成27年度を初年度とする第4期障害福祉計画の策定に向けた取り組みを進めています。そのため、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるため、福祉サービスを利用されている皆様を対象にアンケート調査を実施することになりました。

ご回答いただいた内容は、統計的に処理を行い、計画策定および施策推進のための基礎資料としてのみ使用し、その他の目的で使われることは一切ありません。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

平成26年8月 豊明市

<記入要領>

- 福祉サービスを利用されているお子さんが本人が直接回答いただくことが難しい場合には、家族や介護者の方などが、ご本人の意向を尊重して記入してください。
- 質問への回答方法は、それぞれ質問文に記載していますので、質問文をよく読んでお答えください。
- 記入が終わりましたら、8月22日までに豊明市役所児童福祉課もしくは社会福祉課までご提出ください。同封した更新手続き書類と一緒に提出していただくと幸いです。
- このアンケート調査へのご質問などは、下記までお問い合わせください。

【提出期限】平成26年8月22日

【提出先・問い合わせ先】

豊明市役所
 社会福祉課 障がい社会係 電話 0562-92-1119
 児童福祉課 児童係 電話 0562-92-1120
 住所 〒470-1195 豊明市新田町子持松1番地1

福祉に関するアンケート調査 調査票

問1 お答えいただくのは、どなたですか。(〇は1つだけ)

- 本人(福祉サービスなどを利用されている方)
- 本人の家族
- 家族以外の介助者

※これ以降、福祉サービスを利用されているお子さんのことを「あなた」と呼びますので、お子さんの状況などについて、お答えください。きょうだいを利用中の場合は、代表して一人のみ回答してください。

あなた(福祉サービスを利用されている方)の性別・年齢・ご家族などについて

問2 あなたの年齢をお答えください。(平成26年4月1日現在)

満 歳

問3 あなたの性別をお答えください。(〇は1つだけ)

- 男性
- 女性

問4 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。(あてはまるものすべてに〇)

- 父母
- 祖父母
- 兄弟
- その他()

問5 あなたの生活を助けてくれる方(介助者)は主に誰ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-------|--------------------|
| 1. 父 | 5. ホームヘルパーや施設の職員 |
| 2. 祖父 | 6. その他の人(ボランティア等) |
| 3. 兄弟 | 7. 介助は必要ない(受けていない) |

(問5で1.～3.を答えた方)

問6 あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢、性別、健康状態をお答えください。

①年齢(平成26年4月1日現在)

満 歳

②性別(○は1つだけ)

1. 男性 2. 女性

③健康状態(○は1つだけ)

1. よい 2. ぶつう 3. よくない

障害者手帳等について

問7 あなたは障害者手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)

①身体障害者手帳	1. 持っている	2. 持っていない
②療育手帳	1. 持っている	2. 持っていない
③精神障害者保健福祉手帳	1. 持っている	2. 持っていない

問8 あなたは発達障害として診断されたことがありますか。(○は1つだけ)

※発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などをいいます。

1. ある 2. ない

支援について

問9 地域で生活するために、どのような支援があればよいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 在宅で医療ケアなどが適切に得られること
2. 障がいに適した住居の確保
3. 必要な在宅サービスが適切に利用できること
4. 社会性を身につけるための支援の充実
5. 外出や通所の際の介助や送迎
6. 通学の際の介助や送迎
7. 機能訓練(リハビリ)等の充実
8. 就職に向けての職業訓練等の充実
9. 経済的な負担の軽減
10. 相談対応等の充実
11. 地域住民等の理解
12. 保護者の緊急時や負担軽減のために利用できる一時預かりやショートステイの充実
13. その他 ()

福祉サービス等の利用について

問21 あなたが現在利用している福祉サービス(通所サービスなど)の種類は何ですか。

(あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|---------------|---------------------|---------|
| 1. 放課後等デイサービス | 6. 居宅介護
(ホームヘルプ) | 8. 移動支援 |
| 2. 児童発達支援 | 7. 短期入所 | 9. 行動援護 |
| 3. 医療型児童発達支援 | 10. その他 | |
| 4. 保育所等訪問支援 | (ショートステイ) | () |
| 5. 日中一時支援 | | |

あなたが現在利用している福祉サービスが上記のどこに当てはまるかわからない場合は、利用している施設や事業所の名前を記入してください。

問22 あなたが今後利用したいと考えるサービスはありますか。

(あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|---------------|---------------------|---------|
| 1. 放課後等デイサービス | 6. 居宅介護
(ホームヘルプ) | 8. 移動支援 |
| 2. 児童発達支援 | 7. 短期入所 | 9. 行動援護 |
| 3. 医療型児童発達支援 | 10. その他 | |
| 4. 保育所等訪問支援 | (ショートステイ) | () |
| 5. 日中一時支援 | | |

利用したい障害福祉サービスがどこに当てはまるかわからない場合は、施設や事業所の名前などを記入してください。

問23 あなたは現在、福祉サービス(通所サービスなど)等の利用にどのくらい満足していますか。

(○は1つだけ)

- | | | | | |
|----------|-------|------------|-------|----------|
| 1. 非常に満足 | 2. 満足 | 3. どちらでもない | 4. 不満 | 5. 非常に不満 |
|----------|-------|------------|-------|----------|

質問は以上です。最後に、福祉サービスや行政の取組について、何かご意見がありましたら、自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。



平成24年3月
豊明市

目次

計画策定にあたって	1
1 策定の背景	1
2 計画策定の流れ	3
3 用語説明	4
第1章 計画の概要	7
(1) 豊明市としての考え方	7
① 障がい者の地域生活と自立を支援すること	7
② 地域の実情にあった障がい福祉制度を充実すること	7
③ 多様な障がいの総合的な支援を行なうこと	7
(2) 計画の名称、対象及び期間	7
① 計画の名称	7
② 計画の対象	7
③ 計画の期間	7
(3) 計画の位置づけ	8
(4) 計画の進行管理と連携調整について	8
① 進行管理	8
② 連絡調整	8
第2章 障がい者数推計	10
(1) 障がい者数の現状	10
(2) 障がい程度区分別障がい者数	11
(3) 障がい者数推計	11
第3章 自立支援給付見込み量及びサービス確保策	12
1 介護給付の見込み量	12
(1) 居宅介護（ホームヘルプ）	12
(2) 重度訪問介護	12
(3) 同行援護	12
(4) 行動援護	12
(5) 重度障害者等包括支援	12
見込み量	13
(6) 短期入所（ショートステイ）	13
見込み量	13
下段は実利用者数、または利用見込者数	13
(7) 療養介護	14
見込み量	14

(8) 生活介護	14
見込み量	14
(9) 施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等）	15
見込み量	15
(10) 共同生活介護（ケアホーム）	15
見込み量	15
2 訓練等給付の見込み量	17
(1) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	17
見込み量（機能訓練）	17
見込み量（生活訓練）	17
(2) 就労移行支援	18
見込み量	18
(3) 就労継続支援（A型・B型）	18
見込み量（A型：雇用型）	18
見込み量（B型：非雇用型）	19
(4) 共同生活援助（グループホーム）	19
見込み量	19
3 相談支援事業の見込み量	21
(1) 計画相談支援	21
見込み量	21
(2) 地域移行支援	21
見込み量	21
(3) 地域定着支援	21
見込み量	22
4 自立支援給付のサービス確保策	23
(1) 第2期計画の実績に対する評価・課題	23
(2) サービス確保策	23
 第4章 地域生活支援事業見込み量及びサービス確保策	 24
1 相談支援	24
見込み量	24
2 コミュニケーション支援（手話通訳・要約筆記）	25
見込み量	25
3 日常生活用具の給付等	26
見込み量	26
4 移動支援	26
見込み量	26
5 地域活動支援センター	27
見込み量	27
6 日中一時支援	27

見込み量	27
7 その他	28
(1) 訪問入浴サービス	28
見込み量	28
(2) 自動車改造費の補助	28
見込み量	28
(3) 成年後見制度利用支援事業	28
見込み量	29
8 地域生活支援事業のサービス確保策	30
(1) 第2期計画の実績に対する評価・課題	30
(2) サービス確保策	30
 第5章 平成26年度における目標値	 31
1 施設入所者の地域生活への移行	31
今後の対応策	31
2 福祉施設から一般就労への移行	32
今後の対応策	32
3 就労移行支援事業の利用者数	33
今後の対応策	33
4 就労継続支援A型事業の利用者の割合	34
今後の対応策	34
 （参考）計画策定体制	 35
(1) 豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会設置要綱	35
(2) 豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会委員	36
2	
 （参考）計画策定体制	 33

※今計画より変更可能なものから「障害」の表記を「障がい」にしています。法律や制度名、固有名称については、従来の「障害」の表記となっています。

計画の体系

- 1 介護給付
 - (1) 居宅介護（ホームヘルプ）
 - (2) 重度訪問介護
 - (3) 同行援護
 - (4) 行動援護
 - (5) 重度障害者等包括支援
 - (6) 短期入所（ショートステイ）
 - (7) 療養介護
 - (8) 生活介護
 - (9) 施設入所支援
 - (10) 共同生活介護（ケアホーム）
 - 2 訓練等給付
 - (1) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
 - (2) 就労移行支援
 - (3) 就労継続支援（A型・B型）
 - (4) 共同生活援助（グループホーム）
 - 3 相談支援
 - (1) 計画相談支援
 - (2) 地域移行支援
 - (3) 地域定着支援
- 地域生活支援事業
- 1 相談支援
 - 2 コミュニケーション支援（手話通訳・要約筆記）
 - 3 日常生活用具の給付等
 - 4 移動支援
 - 5 地域活動支援センター
 - 6 日中一時支援
 - 7 その他 (1)訪問入浴サービス (2)自動車改造費の補助
(3)成年後見利用支援事業

計画策定にあたって

1 策定の背景

本市では、平成18年度に障害者自立支援法に基づき「第1期豊明市障害福祉計画（平成18年度から20年度まで）」「第2期豊明市障害福祉計画（平成21年度から23年度まで）」を策定しました。これらの計画は、障害福祉サービスの給付見込み量とその確保策及び施設入所者の地域生活への移行人数等を定めたものです。

また、平成19年度には、障害者基本法に基づく「第2次豊明市障害者福祉計画」を策定し、平成20年度から29年度までの本市の障がい者施策の計画的な推進を図っています。

このたび、平成24年度から26年度までの障害福祉サービスの給付見込み量とその確保策等を定めた「第3期豊明市障害福祉計画」を策定することといたしました。

障害者基本法（昭和45年制定）

この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。（第一条）

障害者自立支援法（平成17年制定）

この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。（第一条）

第3期豊明市障害福祉計画においては、以下に示す最近の法改正及び法成立した内容を加味したものとしました。

- 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」 (平成22年法律第71号)
 - ・ 相談支援事業体制の充実等 (基幹相談支援センターの設置、計画相談支援の創設など)
 - ・ 障がい児支援の強化
 - ・ 成年後見制度利用支援事業の必須事業化 など
- 「障害者基本法の一部を改正する法律」 (平成23年法律第90号)
 - ・ 発達障がい・高次脳機能障がいの明記 など
- 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」 (平成23年法律第37号、第105号)
- 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」 (平成23年法律第79号)
 - ・ 市町村虐待防止センターを中心としたネットワークの構築
 - ・ 通報窓口の整備 など

2 計画策定の流れ

第3期計画においても、第1期・第2期計画同様、次のような手順で、計画の目標値や今後の見込み量を定めました。

今後の障がい者数の推計

過去の障がい者数の推移から、今後の障がい者数を推計しました。



事業所ヒアリングにより現況と今後の予想の把握

事業所にヒアリングを行ない、現況と今後の方向について意見をうかがいました。



障がい者(児)団体のヒアリングによる意見聴取

障がい者(児)団体にヒアリングを行ない、現況と今後の希望について意見をうかがいました。



第1回豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会

専門家、事業所、障がい者団体、民生児童委員、公募委員ほか各方面の委員で、第3期豊明市障害福祉計画に関するヒアリング意見・計画見込み量及びサービス確保策案について検討しました。



パブリックコメントによる意見の把握

パブリックコメントを実施し、広く意見をうかがいました。



第2回豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会

第3期豊明市障害福祉計画の策定と第2次豊明市障害者福祉計画の推進状況の確認をしました。

3 用語説明

本計画書で使用している、福祉制度等について説明します。用語については簡易に説明していますので、詳しくは「障害者自立支援法」及び同施行規則、同施行令、また事業の要綱等を参照してください。

【全体】

- ・自立支援給付 障害者自立支援法で定める介護給付や訓練等給付等です。
- ・介護給付 家事援助や身体介護及び施設入所等の給付です。
- ・訓練等給付 リハビリテーションや自立訓練、就労支援等の給付です。
- ・相談支援 計画相談支援や地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)です。
- ・地域生活支援事業 市町村が行なう相談支援やコミュニケーション支援等です。

【介護給付】

- ・在宅介護 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行なうサービスです。(ホームヘルプ)
- ・重度訪問介護 重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行なうサービスです。
- ・同行援護 視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行なうサービスです。
- ・行動援護 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うサービスです。
- ・重度障害者等包括支援 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行なうサービスです。
- ・短期入所 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行なうサービスです。(ショートステイ)
- ・療養介護 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行なうサービスです。
- ・生活介護 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行なうとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。
- ・施設入所支援 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行なうサービスです。(障害者支援施設での夜間ケア等)
- ・共同生活介護 夜間や休日、共同生活を行なう住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行なうサービスです。(ケアホーム)

【訓練等給付】

- ・自立訓練 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行なうサービスです。(機能訓練・生活訓練)
- ・就労移行支援 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行ないます。
- ・就労継続支援A型 一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約のもとで働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練をするサービスです。(雇用型)
- ・就労継続支援B型 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練をするサービスです。(非雇用型)
- ・共同生活援助 夜間や休日、共同生活を行なう住居で、相談や日常生活上の援助を行なうサービスです。(グループホーム)

【相談支援】

- ・計画相談支援 障害福祉サービス利用支援や継続利用支援に関する相談と援助計画の作成を行ないます。
- ・地域移行支援 地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等を相談支援による援助計画作成のもとに行うことです。
- ・地域定着支援 24時間の相談支援体制のもと援助計画作成と相談支援を行うことです。

【地域生活支援事業】

- ・移動支援 円滑に外出できるよう、移動を支援するサービスです。
- ・地域活動支援センター 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行なう施設です。
- ・相談支援事業 障がい者、家族等からの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行ないます。地域の関係機関のネットワークの構築も行ないます。
- ・コミュニケーション支援 手話通訳者派遣、手話通訳者設置、要約筆記者派遣です。
- ・日常生活用具給付等 ストマ(排せつ支援用具)、電気式たん吸引器等生活に必要な用具の給付です。
- ・日中一時支援 日中、家族が介護できない時に施設等で介護します。
- ・福祉ホーム 住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。
- ・成年後見 成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬を助成制度利用支援事業 します。

主な新旧制度の対照表

新制度		旧制度	
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	サービス 居宅	ホームヘルプ デイサービス ショートステイ グループホーム
	重度訪問介護		
	同行援護		
	行動援護		
	重度障害者等包括支援		
	短期入所（ショートステイ）		
	療養介護		
	生活介護		
	障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）		
	共同生活介護（ケアホーム）		
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	施設サービス	重症心身障害児施設 療護施設 更生施設 授産施設 福祉工場 通勤寮 福祉ホーム 生活訓練施設
	就労移行支援		
	就労継続支援（A型・B型）		
	共同生活援助（グループホーム）		
相談支援	計画相談支援	社会参加促進 事業等	（都道府県・市町村） ガイドヘルパー派遣 移送サービス 手話通訳派遣 要約筆記者派遣 訪問入浴等
	地域移行支援		
	地域定着支援		
地域生活支援事業	移動支援		
	地域活動支援センター		
	相談支援事業		
	コミュニケーション支援		
	日常生活用具給付等		
	日中一時支援		
	福祉ホーム		
	訪問入浴		
自動車改造費の補助			
補装具費の支給		補装具の給付	

第1章 計画の概要

（1）豊明市としての考え方

第3期計画においても、計画策定の考え方は、第1期・第2期計画策定の考え方を踏襲して策定することとしました。

① 障がい者の地域生活と自立を支援すること

障がい者が将来にわたって地域で生活ができることを支援するために、グループホーム・ケアホームを充実したり、居宅介護や行動援護等の介護給付や移動支援や日中一時支援等の地域生活支援事業を充実することです。

② 地域の実情にあった障がい福祉制度を充実すること

障がい者自身及び障がい者の家族の意見だけでなく、支援機関の意見も取り入れて、豊明市の実情にあった障がい福祉制度を充実します。

③ 多様な障がいの総合的な支援を行なうこと

障がいの種類によって障がい福祉制度に偏りが起きないように、身体障がい、知的障がい、精神障がいの3障がいだけでなく、発達障がい・高次脳機能障がい等についても、総合的な支援を行ないます。

（2）計画の名称、対象及び期間

① 計画の名称

本計画の名称は「第3期豊明市障害福祉計画」とします。

② 計画の対象

本計画の対象者は、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者及び発達障がい者・高次脳機能障がい者等です。

③ 計画の期間

本計画（第3期計画）の期間は平成24年度から平成26年度の3年間です。本計画書においては、平成24年度から平成26年度の目標値又は見込み量を掲げています。（平成21年度～23年度は実績値）

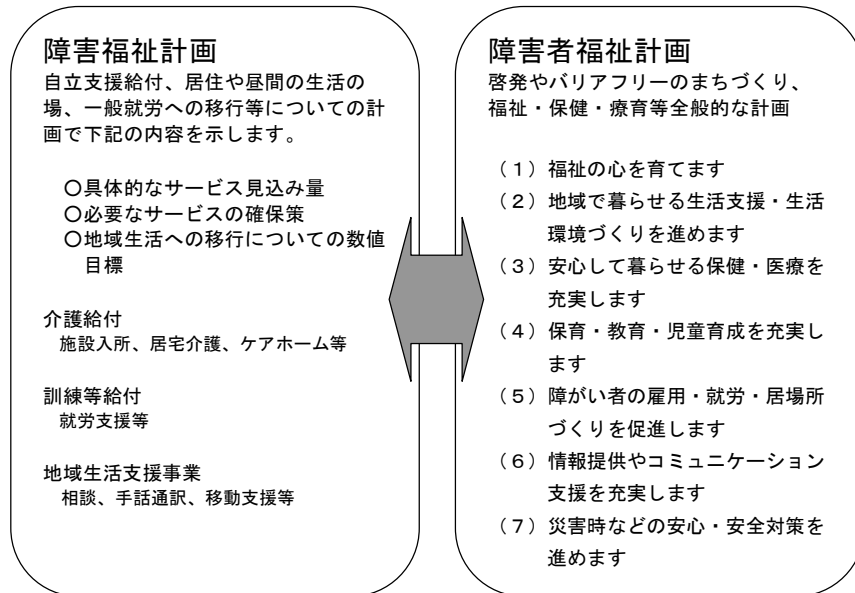
平成21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)
第2期 スタート		第2期終了 見直し	第3期 スタート		第3期 終了

(3) 計画の位置づけ

本計画は障害者自立支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」です。

本計画は第 4 次豊明市総合計画を基に、啓発や福祉のまちづくり等の広い分野について方向を示す「第 2 次豊明市障害者福祉計画」との整合性をもって策定いたしました。

障害福祉計画と障害者福祉計画の関係



② 連絡調整

計画の進行においては、尾張東部保健福祉圏域計画や名古屋市及び近隣の自治体と連携・調整をはかります。

(4) 計画の進行管理と連携調整について

① 進行管理

本計画は社会福祉課が中心となって、各年度の計画の進行管理を行ない、毎年障害者福祉計画等策定・推進委員会に報告していきます。

第2章 障がい者数推計

(1) 障がい者数の現状

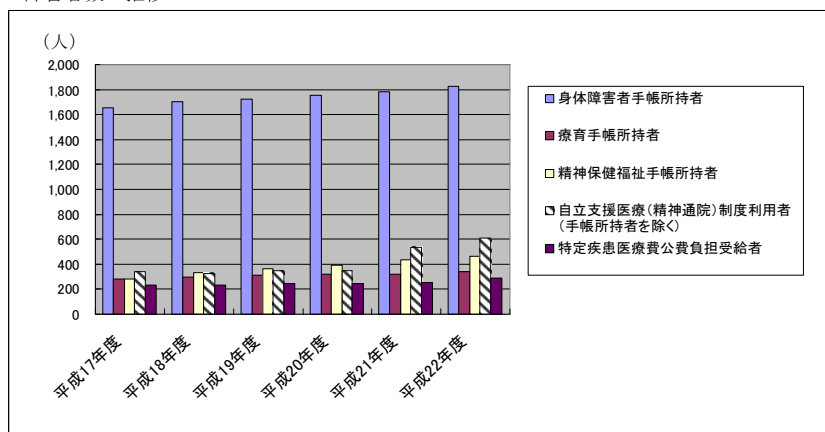
過去の障がい者数等を見ると、身体障がいでは1年間に2～3%程度増加しています。知的障害では2～6%程度の増加です。

精神障がいでは精神保健福祉手帳所持者、手帳所持者を除く自立支援医療（精神通院）制度利用者数、ともに10%を超える程の大幅な増加率となっています。

(単位:人)

		第1期計画期間		第2期計画期間		平成23年4月
		平成18年4月	平均増加率	平成21年4月	平均増加率	
身体障がい	身体障害者手帳所持者	1,705	2.8%	1,779	2.0%	1,826
知的障がい	療育手帳所持者	297	6.4%	318	2.8%	338
精神障がい	精神保健福祉手帳所持者	335	17.3%	436	10.0%	465
	自立支援医療（精神通院）制度利用者（手帳所持者を除く）	323	8.1%	533	12.2%	611
難病	特定疾患医療費公費負担受給者	235	6.4%	255	3.9%	293

障害者数の推移



(2) 障がい程度区分別障がい者数

障がい程度区分とは、障がい者に対する介護給付の必要性を表わす6段階の区分です。18歳以上の障がい者を対象とした「介護給付」サービスを利用する場合に認定が必要です。

平成23年4月

(単位:人)

障害程度区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障がい者	1	5	9	8	6	26	55
知的障がい者	1	13	18	20	14	14	80
精神障がい者	1	16	26	1	0	1	45
合計	3	34	53	29	20	41	180

※ 障がい重複する場合は主な障がいで計上しています。

※ 区分1が軽度、区分6が重度を表しています。

(3) 障がい者数推計

第1期・第2期期間の障がい者数等の増加傾向を元に、平成26年度の障がい者数を推計しました。

身体障がいでは1年間に2.0%ずつ増加すると予測しています。知的障がいでは1年間に4.2%、精神障がいでは10.0%の増加と予測しています。

平成26年度の障がい者等の推計は、身体障がい1,938人、知的障がい382人、精神障がい465人、合計で3,751人（難病者を除く）となります。

(単位:人)

		平成23年4月	平成26年度推計	第3期期間推計増加率	備考
身体障がい	身体障害者手帳所持者	1,826	1,938	2.0%	高齢者を中心に増加。
知的障がい	療育手帳所持者	338	382	4.2%	
精神障がい	精神保健福祉手帳所持者	465	618	10.0%	今後も大幅な増加。
	自立支援医療（精神通院）制度利用者（手帳所持者を除く）	611	813	10.0%	
難病	特定疾患医療費公費負担受給者	293	328	3.9%	

第3章 自立支援給付見込み量及びサービス確保策

1 介護給付の見込み量

自立支援給付のうち介護給付については、現状の給付水準を維持するとともに、現在は利用されていないものの今後必要となる給付について、計画的に整備していきます。

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行なうサービスです。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行なうサービスです。

(3) 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行なうサービスです。平成24年10月新たにサービスが始まりました。

(4) 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うサービスです。

(5) 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行なうサービスです。

見込み量

利用延べ時間数及び実利用者数 (単位：時間/月、人)

	第2期計画実績 (23年度については実績見込)			第3期計画			備考
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
居宅介護	819	1,002	1,136	1,067	1100	1,373	
	57	58	63	64	66	68	
重度訪問介護	601	494	60	720	720	720	
	2	1	2	3	3	4	
同行援護	—	—	—	30	30	30	H23.10～
	—	—	—	3	3	3	
行動援護	4	3	4	110	110	110	
	4	2	2	3	3	3	
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	0	
合計	1,424	1,499	1,750	1,927	1,960	2,233	
	63	61	67	67	69	72	

※ 下段は実利用者数、または利用見込者数

主な事業所	26年度見込み数
豊明市社会福祉協議会 ファイン ニチイ豊明 幸せ 平安 さわやか愛知（大府市）	市内6箇所

(6) 短期入所（ショートステイ）

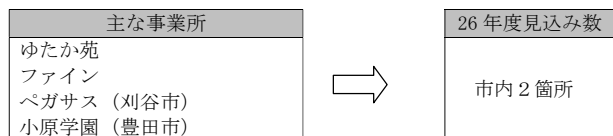
自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行なうサービスです。

見込み量

利用延べ日数及び実利用者数 (単位：人日分/月、人)

	第2期計画実績 (23年度については実績見込)			第3期計画		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
短期入所	36	36	60	60	60	70
	21	16	17	18	18	20

※ 下段は実利用者数、または利用見込者数



(7) 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行なうサービスです。

見込み量

利用延べ人数 (単位：人分/月)

	第2期計画実績 (23年度については実績見込)			第3期計画		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
療養介護	3	3	3	4	4	4

主な事業所名
鈴鹿病院（鈴鹿市）

(8) 生活介護

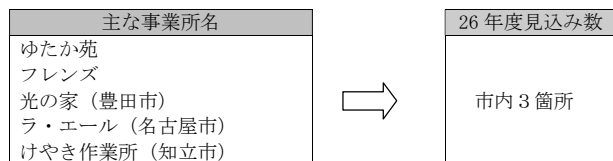
常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行なうとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

見込み量

利用延べ日数及び実利用者数 (単位：人日分/月、人)

	第2期計画実績 (23年度については実績見込)			第3期計画		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
生活介護	391	427	714	2,034	2,034	2,489
	30	28	52	98	98	100

※ 下段は実利用者数、または利用見込み者数



(9) 施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等）

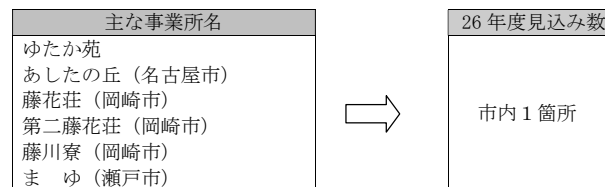
施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行なうサービスです。

日中活動の生活介護等と組み合わせた利用、地域の状況等により通所することが困難で自立訓練や就労移行支援の利用をする場合の利用等があります。

見込み量

実利用者数 (単位：人日分/月、人)

	第2期計画実績 (23年度については実績見込)			第3期計画		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
新法施設入所支援	10	11	26	39	39	39
旧法施設入所	32	28	13	—	—	—



(10) 共同生活介護（ケアホーム）

夜間や休日、共同生活を行なう住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行なうサービスです。

日中活動の生活介護や就労継続支援B型と組み合わせた利用や精神科デイケア通所をしながらの利用等があります。

見込み量

実利用者数 (単位：人分/月)

	第2期計画実績 (23年度については実績見込)			第3期計画		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
共同生活介護	16	16	20	22	27	27

主な事業所名
みさき館 井ノ花ホーム なごむ つどう らくらく みどりみんなの家（名古屋市） Z Z Z（東浦町）



26年度見込み数
市内6箇所

2 訓練等給付の見込み量

訓練等給付は、障害者が自立して地域での生活をすることや、職業生活をおくするための支援をする給付です。

市内で就労支援を行なう事業所を充実するとともに、就職先である職域開拓を推進します。

(1) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行なうサービスです。

見込み量（機能訓練）

利用延べ日数及び実利用者数 (単位：人日分/月、人)

	第2期計画実績 (23年度については実績見込)			第3期計画		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
自立訓練 (機能訓練)	24	14	10	27	27	27
	3	2	2	2	2	2

※ 下段は、実利用者数、または利用見込者数

主な事業所名
名古屋市総合リハビリテーションセンター

見込み量（生活訓練）

利用延べ日数及び実利用者数 (単位：人日分/月、人)

	第2期計画実績 (23年度については実績見込)			第3期計画		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
自立訓練 (生活訓練)	5	17	5	20	20	20
	1	1	1	2	2	2

※ 下段は、実利用者数、または利用見込者数

主な事業所名
なかまの家（名古屋市）

(2) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行ないます。

見込み量

利用延べ日数及び実利用者数 (単位：人日分/月、人)

	第2期計画実績 (23年度については実績見込)			第3期計画		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
就労移行支援	46	27	30	400	400	440
(B型)	4	3	6	20	20	22

※下段は、実利用者数、または利用見込者数

主な事業所名	26年度見込み数
ウイングル野並 (名古屋市) 名古屋市総合リハビリテーションセンター (名古屋市)	市内1箇所

(3) 就労継続支援 (A型・B型)

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練をするサービスです。

見込み量 (A型：雇成型)

利用延べ日数及び実利用者数 (単位：人日分/月、人)

	第2期計画実績 (23年度については実績見込)			第2期計画		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
就労継続支援	40	63	150	400	440	480
(A型)	3	8	16	20	22	24

※ 下段は、実利用者数、または利用見込者数

主な事業所名	26年度見込み数
パンドラ (刈谷市) スマイルリンク (名古屋市) シナリオアストモニー (名古屋市)	市内1箇所

見込み量 (B型：非雇成型)

利用延べ日数及び実利用者数 (単位：人日分/月、人)

	第2期計画実績 (23年度については実績見込)			第3期計画		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
就労継続支援	159	224	260	1,060	1,080	1,100
(B型)	15	15	21	53	54	55

※ 下段は、実利用者数、または利用見込者数

主な事業所名	26年度見込み数
ハーミット ゆったり工房 (日進市) ポレポレ (日進市) るっくコーポレーション (名古屋市)	市内3箇所

(4) 共同生活援助 (グループホーム)

夜間や休日、共同生活を行なう住居で、相談や日常生活上の援助を行なうサービスです。

見込み量

実利用者数 (単位：人分/月)

	第2期計画実績 (23年度については実績見込)			第3期計画		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
共同生活援助	2	1	4	15	17	17

※ 下段は、実利用者数、または利用見込者数

主な事業所名	26年度見込み数
なごむ つどう らくらく	市内4箇所

3 相談支援事業の見込み量

(1) 計画相談支援

障害福祉サービス利用支援や継続利用支援に関する相談と援助計画の作成を行います。平成24年4月より制度が始まり、サービス利用計画作成費に代わるものとなります。平成24年度から段階的に拡大し、平成26年度までにすべての対象者について実施していきます。

対象者は、障害福祉サービスまたは地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)を利用する全ての方です。

見込み量

実利用者数 (単位:人分/月)

	第2期計画 (23年度については実績見込)			第3期計画		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
計画相談支援	—	—	—	22	39	54

(2) 地域移行支援

地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等を相談支援による援助計画作成のもとに行うことです。平成24年4月より制度が始まります。

対象者は、退院や施設退所により地域生活を始める方等です。

見込み量

実利用者数 (単位:人分/月)

	第2期計画 (23年度については実績見込)			第3期計画		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
地域移行支援	—	—	—	1	3	3

(3) 地域定着支援

24時間の相談支援体制のもと援助計画作成と相談支援を行うことです。平成24年4月より制度が始まります。

対象者は、単身の障がい者や同居している家族による支援困難な障がい者です。

見込み量

実利用者数 (単位:人分/月)

	第2期計画 (23年度については実績見込)			第3期計画		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
地域定着支援	—	—	—	1	2	3

4 自立支援給付のサービス確保策

(1) 第2期計画の実績に対する評価・課題

- 生活介護や施設入所支援などのサービスは、旧体系から新体系への体系移行時期が予測より遅れていたため、見込み量に実績が達していない年度もありました。しかしながら、第2期計画の期間終了間際の体系移行により、ほぼ見込み量に実績が達しました。
- 居宅介護等の訪問系サービスは、市内に事業所が徐々に増加してきました。しかしながら、行動援護や同行援護、重度訪問介護といった多様なサービスの提供体制については、まだ不足している状況です。
- 第2期計画の期間終了間際に体系移行がすすみ、第3期計画には、その状況を反映した生活介護・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労移行支援・グループホーム・ケアホームの大幅なサービス量増加を見込むこととなりました。

【市内の事業所の体系移行状況】

- 旧法知的授産 → 生活介護・就労継続支援B型「メイツ」
- 精神 通所授産 → 就労継続支援B型「ハーミット」
- 精神 福祉ホーム → グループホーム・ケアホーム「らくらく」
- 地域活動支援センター → 就労継続支援A型・B型「むぎの花」
- 地域活動支援センター → 就労移行支援「あびっと」
- 精神 援護寮 → グループホーム「援護寮豊明」

(2) サービス確保策

- 今後、重点的取り組みが必要なのは、グループホーム・ケアホームの整備促進、短期入所（緊急時対応・医療対応含む）の整備促進、相談支援体制の充実です。
- 発達障がい者児の利用ニーズを把握するとともに、それに対応するサービスの充実に努めていきます。
- 家族の高齢化や核家族化といった家族形態の変化への対応として、グループホーム・ケアホームの整備促進や短期入所の充足をすすめていきます。
- 計画相談支援など、個別の相談支援計画対象者の大幅な増加に対応する相談支援体制の整備をすすめます。
- 重度心身障がい者児の短期入所や訪問系サービス利用ニーズは高いものの、元々のサービス提供事業所の少なさに加え、医療的ケアの対応困難さから容易に利用できない状況にあります。今後、介護保険事業者の対応可能性も含め検討していきます。

第4章 地域生活支援事業見込み量及びサービス確保策

1 相談支援

障がい者、家族等からの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行ないます。また、相談支援に必要な地域の関係機関ネットワークの構築も行ないます。

豊明市では、豊明市社会福祉協議会、豊明福祉会への委託及び市役所社会福祉課直営で行なっている相談支援事業を豊明市総合福祉会館に一拠点化し、「豊明市障がい者相談支援センターフィット」を開設しています。

精神障害者地域活動支援センターの「柏葉（東郷町）」「エポレ（豊田市）」にも委託しています。

地域自立支援協議会は、サービス事業所・教育・就労・医療等の代表者を含んだ体制で障がい者の一般就労や虐待防止、今後の市の障がい福祉施策について協議する場として位置づけています。

見込み量

実施箇所数 (単位:箇所数)

	第2期計画実績 (23年度については実績見込)			第3期計画		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
相談支援事業	3	3	3	5	5	5
基幹相談支援センター	-	-	-	0	1	1

実施の有無

	第2期計画実績 (23年度については実績見込)			第3期計画		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
地域自立支援協議会	有	有	有	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	無	無	無	無	有	有

2 コミュニケーション支援（手話通訳・要約筆記）

コミュニケーション支援として、手話通訳派遣と要約筆記派遣を行なっています。

手話通訳は、知多地区聴覚障害者支援センター（半田市）に委託して派遣を実施しています。要約筆記は、愛知県身体障害者福祉団体連合会（熱田区）に委託して派遣を実施しています。

見込み量

実利用者数 (単位:人/年)

	第2期計画実績 (23年度については実績見込)			第3期計画		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
手話通訳	2	4	4	5	5	5
要約筆記	0	0	0	2	2	2
手話通訳者設置	—	—	—	—	—	—
合計	2	4	4	7	7	7

※ —印は未実施

主な事業所名
知多地区聴覚障害者支援センター（半田市） 愛知県身体障害者福祉団体連合会（名古屋市）

3 日常生活用具の給付等

日常生活用具の給付とは、ストマ（排せつ支援用具）、電気式たん吸引器等生活に必要な用具の給付です。

見込み量

実利用者数 (単位:人/年)

用具名	第2期計画実績 (23年度については実績見込)			第3期計画		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
介護・訓練支援用具	4	4	2	2	4	6
自立生活支援用具	9	6	10	10	10	12
在宅療養等支援用具	12	16	20	20	20	22
情報・意思疎通支援用具	3	9	10	10	10	12
排泄管理支援用具	444	495	503	523	534	541
居宅生活動作補助用具	3	3	5	5	7	7
合計	475	533	550	570	585	600

4 移動支援

障がい者・児が円滑に外出できるよう、移動を支援するサービスです。

見込み量

利用延べ時間及び実利用者数 (単位:時間/月、人)

	第2期計画実績 (23年度については実績見込)			第3期計画		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
移動支援	587	709	755	800	820	840
	93	105	110	117	120	123

※ 下段は実利用者数、または利用見込み者数

主な事業所	26年度見込み数
豊明市社会福祉協議会 ファイン ニチイ豊明 幸せ さわやか愛知（大府市）	市内5箇所

5 地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行なう施設です。

見込み量

利用延べ時間及び実利用者数 (単位:人日分/月、人)

	第2期計画実績 (23年度については実績見込)			第3期計画		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
地域活動支援センター	110	135	360	70	75	78
	9	22	24	4	5	6

※ 下段は実利用者数、または利用見込み者数

主な事業所	26年度見込み数
むぎの花 あびっと 笑い太鼓 (名古屋市) ポレポレ (日進市)	市内1箇所

6 日中一時支援

日中、障がい者・児を預かり、生活を支援する事業です。基本型と医療的ケアを必要とする療養型があります。

見込み量

利用延べ回数及び実利用者数 (単位:回分/月、人)

	第2期計画実績 (23年度については実績見込)			第3期計画		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
日中一時支援	311	300	310	337	345	360
	72	65	67	75	80	85

※ 下段は実利用者数、または利用見込み者数

主な事業所	26年度見込み数
ファイン あいち診療所 (名古屋市) ペガサス (刈谷市)	市内2箇所

7 その他

(1) 訪問入浴サービス

重度身体障がい児・者の家庭へ移動入浴車が訪問して、入浴サービスを行う制度です。

見込み量

利用延べ回数及び実利用者数 (単位:回分/月、人)

	第2期計画実績 (23年度については実績見込)			第3期計画		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
訪問入浴サービス	56	56	60	68	76	76
	9	9	9	10	11	11

※ 下段は実利用者数、または利用見込み者数

(2) 自動車改造費の補助

上肢・下肢・体幹機能障がいのある人が就労等のため、自動車を取得することが必要となった場合、その自動車の改造に要する経費(限度額 100,000円)を補助します。

見込み量

実利用件数 (単位:件/年)

	第2期計画実績 (23年度については実績見込)			第3期計画		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
自動車改造費の補助	0	1	0	2	2	2

(3) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用が必要で、申立てに必要な費用の補助がないと申立て困難な障がい者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬を助成します。

尾張東部成年後見センターとの連携により実施します。

見込み量

実利用件数 (単位:件/年)

	第2期計画実績 (23年度については実績見込)			第3期計画		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
成年後見制度利用支援事業	—	—	—	2	2	2
	—	—	—	1	3	5

※ 上段は後見申立て件数、下段は後見報酬助成件数

8 地域生活支援事業のサービス確保策

(1) 第2期計画の実績に対する評価・課題

- ・ 平成22年8月の「豊明市障がい者相談支援センターフィット」開設により、相談支援利用件数が増加してきています。
- ・ 移動支援事業・日中一時支援事業・地域活動支援センター事業・日常生活用具給付事業の利用ニーズが高いものの、サービスを提供する事業所が市内に少なく、利用希望者の多様なニーズに対し、質・量ともに十分な対応ができない状況でした。
- ・ 平成23年10月の「尾張東部成年後見センター」開設により、成年後見制度に関する支援体制の整備となりました。
- ・ 日常生活用具の給付については、排泄管理支援用具（ストマ用装具、紙おむつ）を中心に見込みを大幅に上回る利用がありました。

(2) サービス確保策

- ・ 相談支援事業の中核的な役割を担う基幹相談支援センター設置をすすめていきます。また、計画相談支援に対応できるマンパワーと相談支援事業所の確保をすすめていきます。
- ・ 虐待対策のためのネットワークの構築と通報窓口の整備を行います。
- ・ 成年後見制度の活用促進をするとともに広く市民への制度周知もすすめていきます。
- ・ 今後も予測される移動支援事業・地域活動支援センター事業・日常生活用具給付事業の利用について、サービスの質・量ともに対応できるよう、サービス事業所の確保と制度整備に努めていきます。

第5章 平成26年度における目標値

1 施設入所者の地域生活への移行

グループホーム、ケアホーム及び介護給付を整備しながら、施設入所者の地域生活への移行をすすめます。

厚生労働省の示した「改正基本指針」において、削減見込みは10%、地域生活移行者数は30%を基本とされています。豊明市は地域生活移行が可能と考えられる者は、第1期・第2期計画期間中にほぼ移行が完了している状況のため、地域生活移行者数の目標値を基本指針より少なく設定しました。

施設入所者の地域生活への移行人数 (単位:人)

項目	数値	備考
平成17年10月1日時点の施設入所者数(A)	45	平成17年10月1日の数とする。
平成26年度末の施設入所者数(B)	39	平成26年度末時点の利用人員を見込む。
【目標値】削減見込(A-B)	6 (13.3%)	差引減少見込数。
【目標値】地域生活移行者数	6	施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行する人数。

(単位:人)

項目	旧体系入所支援	施設入所支援	合計
平成23年4月1日現在の施設入所者数(C)	18	21	39
平成23年4月1日現在の削減値(A-C)	2	4	6
平成22年度までの地域生活移行者数	2	3	5

今後の対応策

- ・ 重度障がい者の地域生活移行をすすめるためのケアホームの介護機能の強化など、サービス基盤の整備をすすめていきます。
- ・ 入所施設利用者本人のニーズ確認とともに計画相談支援の活用をしていきます。

2 福祉施設から一般就労への移行

就労支援や市内の企業の職域開発を行ないながら、福祉施設利用者の一般就労への移行をすすめます。

厚生労働省の示した「改正基本指針」において、平成17年度の移行実績の4倍以上を目標値の基本とされています。豊明市は平成22年度以降の就労実績が良好であり、最近の就労訓練系サービスの充足状況も見込んで設定しました。

福祉施設利用者の一般就労への移行人数 (単位:人)

項目	数値
平成17年度の年間一般就労移行者数	3
【目標値】平成26年度の一般就労移行者数	12(4.0倍)

年間一般就労者数 (単位:人)

平成18年度の年間一般就労移行者数	2(1.0倍)
平成19年度の年間一般就労移行者数	2(1.0倍)
平成20年度の年間一般就労移行者数	2(1.0倍)
平成21年度の年間一般就労移行者数	2(1.0倍)
平成22年度の年間一般就労移行者数	6(2.0倍)

今後の対応策

- ・ 一般企業への啓発をすすめていきます。
- ・ 相談支援・就労支援事業所・ハローワークなどの関係機関の連携強化をすすめていきます。

3 就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業とは、一般就労を希望する人に就労訓練を行なうサービスのことです。

厚生労働省の示した「改正基本指針」において平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、20%以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本としています。豊明市は今後、サービス事業所の充足により、実績増加が見込まれるものの、第1期・第2期の実績が低いため10%程度と設定しました。

就労移行支援事業の利用者数 (単位:人)

項目	数値	備考
平成26年度末の福祉施設利用者数	205	平成26年度末時点の利用人員を見込む。
【目標値】平成26年度の就労移行支援事業の利用者数の一般就労	22(10.7%)	平成26年度末時点の利用人員を見込む。

今後の対応策

- ・ 相談支援・就労支援事業所・ハローワークなどの関係機関の連携強化をすすめていきます。

4 就労継続支援A型事業の利用者の割合

就労継続支援A型事業とは、一般企業等での就労が困難な人に雇用契約のもとで働く場を提供するとともに就労訓練を行なうサービスのことです。

厚生労働省の示した「改正基本指針」において平成26年度末における就労継続支援事業の利用者のうち、30%以上の者が就労継続支援A型事業を利用することを基本としています。豊明市は今後、サービス事業所の充足により、実績増加が見込まれるものとなりました。

就労継続支援A型への移行人数 (単位:人)

項目	数値	備考
平成26年度末の就労継続支援A型事業の利用者数(A)	24	平成26年度末時点の利用人員を見込む。
平成26年度末の就労継続支援B型事業の利用者数	55	平成26年度末時点の利用人員を見込む。
平成26年度末の就労継続支援A型・B型事業の利用者数(B)	79	平成26年度末時点の利用人員を見込む。
【目標値】平成26年度末の就労継続支援A型事業の利用者の割合(A)/(B)	30.4%	就労継続支援事業の利用人員のうち、就労継続支援A型事業を利用する者の割合。

今後の対応策

- ・ 相談支援・就労支援事業所・ハローワークなどの関係機関の連携強化をすすめていきます。

(参考) 計画策定体制

(1) 豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会設置要綱

平成 18 年 1 月 31 日
決裁

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 9 条第 3 項の規定に基づく障害者福祉計画及び障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項の規定に基づく障害福祉計画(以下「障害者福祉計画等」という。)を策定し、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 障害者を取り巻く社会環境の分析及びその対応方針に関すること。
- (2) 障害者のための行政の役割及び総合的な福祉施策のあり方に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか障害者福祉計画等の策定及び推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、福祉、医療、保健等の関係者及び公募を含む市民の代表のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 2 月 5 日)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会委員

No.	所属・役職名	氏名
1	豊明市心身障害者（児）福祉団体連合会長	近藤 二
2	障害者施設ゆたか苑苑長	佐々木 信富
3	社会福祉法人豊明福祉会理事長	三浦 美智子
4	知的障害者通所授産施設メイツ所長	山田 啓二
5	豊明家族会会長	早川 要
6	桶狭間病院藤田こころケアセンター精神保健福祉士	森井 曜子
7	愛知県瀬戸保健所健康支援課課長補佐	三好 順子
8	豊明市医師会豊明支部代表	中山 広一
9	愛豊歯科医師会豊明支部代表	安藤 康
10	豊明市民生児童委員協議会会長	高橋 清二
11	豊明市社会福祉協議会会長	都築 和男
12	日赤豊明市地区奉仕団委員長	鈴木 誠子
13	豊明市商工会代表	兼子 忠男
14	公募の市民	岩田 圭司
15	公募の市民	外村 恵

任期 平成23年11月17日～26年11月16日

障害福祉サービス・障害児支援の給付実績および評価

【第3期障害福祉計画期間における利用実績】

	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度見込量	26年度利用実績予想値 ⑤	26年度市内事業所数	
		見込量①	25年3月利用実績②	②/①	見込量③	26年3月利用実績④	④/③				
訪問系サービス	総利用時間数	時間/月	1,927	1,826	94.8%	1,960	2,044	104.3%	2,233	2,338	
	居宅介護	時間/月	1,067	1,444	135.3%	1,100	1,421	129.2%	1,373	1674	4
	重度訪問介護	時間/月	720	289	40.1%	720	520	72.2%	720	590	3
	行動援護	時間/月	110	64	58.2%	110	54	49.1%	110	60	1
	同行援護	時間/月	30	29	96.7%	30	49	163.3%	30	64	2
	重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0
日中活動系サービス	生活介護	人日/月	2,034	2,099	103.2%	2,034	2,112	103.8%	2,489	2,190	3
	自立訓練(機能訓練)	人日/月	27	26	96.3%	27	0	0.0%	27	5	0
	自立訓練(生活訓練)	人日/月	20	44	220.0%	20	37	185.0%	20	20	0
	就労移行支援	人日/月	400	413	103.3%	400	432	108.0%	440	470	1
	就労継続支援(A型)	人日/月	400	256	64.0%	440	585	133.0%	480	705	2
	就労継続支援(B型)	人日/月	1,060	691	65.2%	1,080	759	70.3%	1,100	850	3
	療養介護	人/月	4	4	100.0%	4	5	125.0%	4	155	0
	短期入所(福祉型)	人日/月	60	108	180.0%	60	101	168.3%	70	110	1
サービス系	グループホーム	人/月	37	16	102.7%	42	18	95.2%	44	39	5
	ケアホーム	人/月		22			22				
	施設入所支援	人/月	39	37	94.9%	39	36	92.3%	39	36	1
相談支援	計画相談支援	人/年	22	10	45.5%	39	56	143.6%	54	70	3
	地域移行支援	人/年	1	0	0.0%	3	0	0.0%	3	0	1
	地域定着支援	人/年	1	0	0.0%	2	0	0.0%	3	0	1
通所支援	児童発達支援	人日/月		97			99			122	2
	放課後等デイサービス	人日/月		213			389			733	5
	保育所等訪問支援	人日/月		1			0			0	0
	医療型児童発達支援	人日/月		0			9			4	0
入所支援	福祉型児童入所支援	人/月		0			0			0	0
	医療型児童入所支援	人/月		0			0			0	0
相談支援	障害児相談支援	人/月		0			0		3	1	

【第3期障害福祉計画期間の評価】

◎訪問系サービス

- ・訪問系サービス全体では、計画見込み量を上回る利用実績となった。
- ・「行動援護」サービスについては市内での実施体制が整っていないのが現状。(移動支援事業で補う形となっている)今後強度行動障害のある人を支援する際にも重要となるため、今後研修受講を進める等の取り組みを検討していく。
- ・今後も居宅介護サービスの利用は拡大すると見込まれる。ヘルパーの人材の確保や育成が必要。

◎通所系サービス

- ・生活介護については、26年度の利用量が横ばいとなる見込み。市内の生活介護施設は既に定員に近い利用があり、今後特別支援学校の卒業生の受入れのためにも充足の必要がある。
- ・就労移行支援事業については、見込みを上回る利用となった。市内1事業所のみならず近隣市町の利用についても増加傾向にある。
- ・就労継続支援A型については、第3期計画見込量と比べ26年度末には約1.5倍の利用実績となる見込み。第3期内に市内に1事業所増加。また近隣市の事業所が増加し、障害者就労の促進とともに実績が増加している。
- ・就労継続支援B型については、経年での増加傾向が認められるが計画見込量に満たない結果となった。
- ・短期入所については、計画見込量を大幅に上回る利用があった。短期入所のニーズは高く、今後拡充が望まれている。

◎居住系サービス

- ・グループホーム、ケアホームは26年度から法制度改正によりグループホームに一元化された。利用実績については第3期期間を通じほぼ横ばい。市内の施設・定員数についても横ばいとなった。
- ・施設入所支援については、実績は横ばいとなった。計画見込量を下回っている。

◎相談支援

- ・計画相談支援については順調に増加。サービス利用者全員にサービス等利用計画が必要になるため、今後さらに拡充する必要がある。
- ・地域移行支援・地域定着支援については、利用がほとんど無かった。相談支援事業所のマンパワー不足が要因として考えられるため、拡充策を検討する必要がある。

◎障害児支援

- ・障害児通所支援については、特に25・26年度に市内に新たに放課後等デイサービス事業所が4か所開設されたため、利用が急増している。
- ・障害児相談支援については、セルフプランを基本としているため実績が少ない。今後の拡充については検討していく。

注 障害児支援(障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援)については、第3期障害福祉計画では目標値を明記していない。

第4期計画では障害児支援を含め見込量を明記することになっているため掲載した。

【第3期障害福祉計画】

	事業名	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度 見込量	26年度利用 実績予想値 ⑤	26年度市 内事業所 数
			見込量①	25年3月利用 実績②	②/①	見込量③	26年3月利用 実績④	④/③			
必須事業	理解促進研修・啓発事業 ※	実施有無		有			有			有	
	自発的活動支援事業 ※	実施有無		無			無			無	
	相談支援事業	障害者相談支援事業	実施箇所	5	5		5	4		5	4
		基幹相談支援センター	実施箇所	0	0		1	1		1	1
		基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	有	有		有	有		有	有
		住宅入居等支援事業	実施有無	無	無		有	無		有	無
	成年後見制度利用支援事業	件/年	3	2		5	2		7	1	
	成年後見制度法人後見支援事業 ※	実施有無	有	有		有	有		有	有	
	意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	回/年	5	7	140.0%	5	9	180.0%	5	7
		要約筆記者派遣事業	回/年	2	1	50.0%	2	0	0.0%	2	2
		手話通訳者設置事業	実施有無	無	無		無	無		無	無
	日常生活用具給付等事業	総件数	件/年	570	586	102.8%	585	664	113.5%	600	698
		介護・訓練支援用具	件/年	2	3	150.0%	4	15	375.0%	6	12
		自立生活支援用具	件/年	10	4	40.0%	10	8	80.0%	12	12
		在宅療養等支援用具	件/年	20	6	30.0%	20	6	30.0%	22	8
		情報・意思疎通支援用具	件/年	10	2	20.0%	10	6	60.0%	12	5
排泄管理支援用具		件/年	523	571	109.2%	534	624	116.9%	541	660	
居宅生活動作補助用具		件/年	5	0	0.0%	7	5	71.4%	7	3	
手話奉仕員養成研修事業 ※			無			無		無	無		
移動支援事業	時間/月	800	946	118.3%	820	1,027	125.2%	840	1,030	4	
地域活動支援センター事業	人日/月	70	35	50.0%	75	43	57.3%	78	43	0	
任意事業	日中一時支援事業	回/月	337	369	109.5%	345	529	153.3%	360	680	6
	訪問入浴サービス	回/月	68	65	95.6%	76	36	47.4%	76	51	0
	自動車改造費の補助	人/年	2	3	150.0%	2	5	250.0%	2	6	
	成年後見制度普及啓発	実施有無		有			有			有	

注1 網掛けの部分は、第3期計画では見込み量等の記載がない項目で、第4期計画にて追加していくもの。比較ができるよう取り上げた。

注2 ※ は平成25年4月に地域生活支援事業の中で必須事業化した事業。

【第3期障害福祉計画期間の評価】

◎相談支援事業

25年4月に豊明市障害者基幹相談支援センター「フィット」を開設。社会福祉士・精神保健福祉士を配置し機能強化を図った。

25年度から障害者相談支援事業は18歳以上の障害者を豊明市社会福祉協議会に、18歳未満の障害児を豊明福祉会に委託し実施している。障害者相談支援事業における相談件数は年々増加しており、今後は地域生活支援の充実におけるコーディネーターの役割が期待される。

◎成年後見制度利用支援事業

低所得者を対象に後見申し立て費用助成および後見報酬を助成する事業。
利用件数は見込値を下回っている。利用実績が少ない要因を検討する必要がある。

◎意思疎通支援事業

手話通訳者派遣事業については、見込を上回る利用となった。

◎日常生活用具給付等事業

排泄管理支援用具（紙オムツ、ストマ装具等）の給付が見込みより伸びている。高齢化が進む中でこの傾向は続くものとみられる。

◎移動支援事業

利用時間数は見込を超え大幅に伸びている。ニーズに対し支援が充実し、体制が拡充されている。

◎地域活動支援センター事業

市内にあった2事業所が平成24年4月に障害福祉サービスに移行したため、現在市外の事業所のみとなっている。

◎日中一時支援事業

24年度から新たに市内に5事業所が開設。実績は見込みより大幅に伸びている。

◎訪問入浴サービス

転出・死亡等で利用者が減り、新規利用者がそれを下回ったため実績は見込み量を下回った。

◎自動車改造費の補助

制度の利用が進み、見込を上回る実績となった。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

項目	目標値	実績値※
平成17年10月1日時点の施設入所者数(A)	45人	
平成26年度末の施設入所者数(B)	39人	41人
削減数 (A-B)	6人 (13.3%)	4人 (8.9%)
地域生活移行者数	6人	1人

参考: 平成23年4月1日現在の施設入所者数: 43名

平成23年4月1日以降の削減数 3名
(内訳: 死亡4名 地域移行1名 高齢者施設移行2名
新たに施設入所 4名)

※26年度末の見込数

● 評価

地域移行先としてのグループホーム(ケアホーム)の整備が進まず、地域生活移行者数は1名(見込)となった。

削減数の内訳は死亡、高齢者施設移行が多くを占めている。今後、グループホームの整備について一層の取り組みが求められる。

ただし現在の施設入所者は重度かつ高齢化の傾向が強まっているため、グループホームや家庭等への移行は難しい側面がある。計画相談支援導入により本人・家族の地域移行に対するニーズを確認し地域移行につなげていく等の取り組みが必要。

(2) 福祉施設から一般就労への移行

項目	目標値	実績値※
平成17年度の年間一般就労移行者数	3人	
平成26年度の年間一般就労移行者数	12人 (4.0倍)	10人 (3.3倍)

※平成25年度の実績

<参考: 年間一般就労者数>

年度	数値
平成21年度の年間一般就労移行者数	2人
平成22年度の年間一般就労移行者数	6人
平成23年度の年間一般就労移行者数	3人
平成24年度の年間一般就労移行者数	5人
平成25年度の年間一般就労移行者数	7人

● 評価

厚生労働省の示した「改正基本指針」において平成24年度の移行実績の4倍以上とされている。平成25年度の実績は10名(3.3倍)

26年度においても就労移行支援事業の利用者数は順調に増加しており、25年度並の一般就労移行者数が見込まれるため、目標値についてはおおむね達成が見込まれる。

(3) 就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	実績値※
平成26年度末の福祉施設利用者数	205人	233人
【目標値】平成26年度の就労移行支援事業の利用者数	22人 (10.7%)	26人 (11.6%)

※26年度末の見込数

● 評価

厚生労働省の示した「改正基本指針」において平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、20%以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本としている。豊明市は今後のサービス事業所の充足により実績増加が見込まれるものの、第1期・第2期の実績が低いため10%程度と設定している。

平成26年度末の実績見込として、25人が利用。国の目標は下回ったが豊明市の目標値を上回る見込。

(4) 就労継続支援(A型)事業の利用者の割合

項目	数値	実績値※
平成26年度末の就労継続支援A型事業の利用者数(A)	24人	40人
平成26年度末の就労継続支援B型事業の利用者数	55人	51人
平成26年度末の就労継続支援A型・B型事業の利用者数(B)	79人	91人
【目標値】平成26年度末の就労継続支援A型事業の利用者の割合(A)/(B)	30.4%	44.00%

※26年度末の見込数

● 評価

厚生労働省の示した「改正基本指針」において平成26年度末における就労継続支援事業の利用者のうち、30%以上の者が就労継続支援A型事業を利用することを基本としている。

就労継続支援A型の事業所数の増加により、見込を上回る利用者数となったため、目標値を大きく上回る実績となった。